

令和 7 年度水質測定計画

長野 県

目 次

I	公共用水域水質常時監視	1
1	趣旨	1
2	測定期間	1
3	測定地点概要	1
4	測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法	7
5	採水日及び採水方法	14
6	採水地点別測定項目、頻度及び担当機関	15
7	測定結果の報告等	17
8	測定結果の公表	18
9	その他	18
II	地下水質常時監視	2 8
1	趣旨	28
2	実施期間	28
3	調査区分	28
4	調査方法	30
5	測定結果の報告等	34
6	測定結果の公表	34
7	調査地点	35
III	上流域河川水質調査	4 5
1	概要	45
2	測定頻度	45
3	測定河川数（地点数）、測定項目	45
4	測定地点別測定項目	46
5	上流域水質測定地点図	47
6	水質保全目標値、報告下限値及び測定方法	48
7	採水方法等	49
8	測定結果の報告等	49
9	測定結果の公表	49
IV	ダイオキシン類調査	5 0
1	趣旨	50
2	測定期間	50
3	測定地点、測定頻度及び担当機関	50
4	測定方法	51
5	測定結果の報告	51
6	測定結果の公表	51
V	その他の水質調査（水浴場水質調査）	5 2
VI	採水日程	5 4

I 公共用水域水質常時監視

1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定により、長野県の区域に属する公共用水域の水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 測定地点概要

（1）河川

水系（水域）名	河川数 ^{※1}		水域数 ^{※1}		担当機関別測定地点数 ^{※2}						
					整北 備陸 地局方	整中 備部 地局方	機水 資 構源	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
	BOD 等	水生生物 保全項目	BOD 等	水生生物 保全項目							
信濃川水系	23	23	25	27	10			27	3	4	44
天竜川水系	10	10	12	9		9		8			17
諏訪湖水域	5	5	5	5				8			8
木曽川水系	3	3	2	3				6			6
矢作川水系	1	1	1	1				1			1
姫川水系	1	1	2	1				2			2
富士川水系	1	1	1	1				1			1
計：7 水系（水域）	43 ^{※1}	43 ^{※1}	48	47	10	9	0	53	3	4	79

※1 天竜川は天竜川水系と諏訪湖水域において、それぞれ 1 河川 1 水域と数えるが、合計は 1 河川 2 水域と数える。

※2 BOD 等及び水生生物保全項目の測定地点が重複する場合は、合わせて 1 地点と数える。

（2）湖沼

水系（水域）名	湖沼数 ^{※1、2}		水域数 ^{※1、2}		担当機関別測定地点数						
					整北 備陸 地局方	整中 備部 地局方	機水 資 構源	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
	COD 等	水生生物 保全項目	COD 等	水生生物 保全項目							
信濃川水系	10	10	9	9				9	1	1	11
諏訪湖水域	3	3	3	3				5			5
関川水系	1	1	1	2				4			4
木曽川水系	1	1	1	1			1				1
計：4 水系（水域）	15	15	14	15	0	0	1	18	1	1	21

※1 「猪名湖（松原湖）（長湖、大月湖を含む）（全域）」は 1 湖沼 1 水域と数える。

※2 「丸池（琵琶池を含む）（全域）」は、丸池と琵琶池にそれぞれ測定地点があることから 2 湖沼 1 水域と数える。

(3) 採水地点等一覧

(緯度、経度は世界測地系を使用)

水 域	整理 番号	環境基準点		地 点 名	市町村	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
しなのがわじょうりゅう 信濃川上流(1) ※1	1	○	○	おおしばばし 大芝橋	南牧村	36°01'31"	138°29'22"	20-008-01
しなのがわじょうりゅう 信濃川上流(2) ※1	2	○	○	うすだばし 臼田橋	佐久市	36°11'40"	138°29'00"	20-009-01
しなのがわじょうりゅう 信濃川上流(3) ※1	3			い く た 生田	上田市	36°22'14"	138°16'52"	20-010-51
	4	○	○	ちくまばし 千曲橋	千曲市	36°31'56"	138°06'39"	20-010-01
	5			やしまばし 屋島橋	長野市	36°38'25"	138°15'27"	20-010-53
	6	○	○	たてがはなばし 立ヶ花橋	中野市	36°43'56"	138°18'31"	20-010-02
	7	○	○	おおぜきばし 大関橋	飯山市	36°53'33"	138°24'12"	20-010-03
	8			いちかわばし 市川橋	飯山市	36°58'04"	138°27'08"	20-010-55
あいきがわ 相木川	9	○		よ け し た ば し 除ヶ下橋	小海町	36°05'03"	138°29'14"	20-036-01
	10		○	とちばらばし 栃原橋	北相木村	36°03'36"	138°30'50"	20-036-02
みなみあいきがわ 南相木川	11		○	つちいわに ごう ば し 土岩2号橋	南相木村	36°03'16"	138°30'43"	20-036-03
ゆ か わ 湯川	12	○	○	た か せ ば し 高瀬橋	佐久市	36°15'22"	138°25'46"	20-032-01
かくまがわ 鹿曲川	13	○	○	まえだばし 前田橋	東御市	36°19'53"	138°20'51"	20-040-01
よ だ が わ 依田川	14			たていわえ の は し 立岩上の橋	長和町	36°17'11"	138°15'37"	20-014-51
	15	○	○	よ だ ば し 依田橋	上田市	36°21'02"	138°16'51"	20-014-01
か ん が わ 神川	16			はくさんきなだばし 白山真田橋	上田市	36°27'04"	138°19'41"	20-029-51
	17	○	○	か ん が わ ば し 神川橋	上田市	36°22'30"	138°16'35"	20-029-01
う ら の か わ 浦野川	18	○		たいけいばし 対影橋	上田市	36°24'15"	138°12'26"	20-041-01
	19		○	はちまんばし 八幡橋	上田市	36°23'40"	138°11'53"	20-041-02
さ ん が わ 産川	20		○	ほりかわばし 堀川橋	上田市	36°23'52"	138°12'34"	20-041-03
とりいがわ 鳥居川	21			とり い ば し 鳥居橋	信濃町	36°47'14"	138°10'40"	20-030-51
	22	○	○	とり い ば し 鳥居橋	長野市	36°43'17"	138°17'53"	20-030-01
よ ま せ が わ 夜間瀬川	23			あまかわばし 天川橋	山ノ内町	36°43'57"	138°26'10"	20-021-51
	24	○	○	よ ま せ ば し 夜間瀬橋	山ノ内町	36°45'31"	138°23'49"	20-021-01
た る か わ 樽川	25	○	○	と な ご ば し 戸那子橋	飯山市	36°52'40"	138°24'23"	20-037-01
さいがわ 犀川(1)	26	○		しままだにがわ 島々谷川合流点上	松本市	36°10'59"	137°47'13"	20-011-01
	27		○	み どの だ む し た 水殿ダム下	松本市	36°09'17"	137°44'53"	20-011-02
さいがわ 犀川(2)	28	○	○	や ま と ば し 倭橋	松本市	36°13'28"	137°53'52"	20-012-01
さいがわ 犀川(3)	29	○	○	た ざ わ ば し 田沢橋	安曇野市	36°18'02"	137°56'03"	20-013-01
	30	○	○	む つ み ば し 睦橋	生坂村	36°24'17"	137°55'30"	20-013-02
	31	○	○	こ い ち ば し 小市橋	長野市	36°37'14"	138°08'29"	20-013-03
な ら い が わ 奈良井川(1)	32	○	○	お お た ば し 太田橋	塩尻市	36°06'35"	137°55'14"	20-015-01
な ら い が わ 奈良井川(2)	33	○	○	し ま ば し 島橋	松本市	36°15'55"	137°56'40"	20-016-01
く さ り が わ 鎖川	34	○	○	く さ り が わ ば し 鎖川橋	松本市	36°12'34"	137°56'27"	20-038-01

水 域	整理 番号	環境基準点		地 点 名	市町村	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
た が わ 田 川 ※2	35		○	すいじんばし 水 神 橋	塩尻市	36°10'14"	137°57'57"	20-031-51
	36	○	○	しんたがわばし 新 田 川 橋	松本市	36°14'13"	137°57'18"	20-031-01
ほとかがわ 穂高川	37	○	○	そうしゅんふかひまえ 早 春 賦 歌 碑 前	安曇野市	36°20'43"	137°53'39"	20-043-01
たかせがわ 高瀬川 (1)	38	○	○	かしまがわごうりゅうてんうえ 鹿 島 川 合 流 点 上	大町市	36°30'43"	137°48'44"	20-022-01
たかせがわ 高瀬川 (2)	39	○	○	た か せ ば し 高 瀬 橋	安曇野市	36°22'33"	137°52'37"	20-023-01
のうぐがわ 農具川	40		○	にゅうのみばし 丹 生 子 橋 (市 道)	大町市	36°28'47"	137°52'03"	20-023-02
おみがわ 麻績川	41	○	○	こ み じ ば し 込 路 橋	生坂村	36°27'20"	137°57'49"	20-033-01
すそばながわ 裾花川	42	○	○	さんぐうばし 参 宮 橋	長野市	36°40'18"	138°04'47"	20-024-51
	43	○	○	あいおいばし 相 生 橋	長野市	36°38'47"	138°10'46"	20-024-01
てんりゅうがわ 天 竜 川	44	○	○	かまぐちすいもん 釜 口 水 門	岡谷市	36°03'13"	138°03'11"	20-004-01
	45	○	○	てんばくばし 天 白 橋	岡谷市	36°01'52"	138°01'12"	20-004-02
てんりゅうがわ 天 竜 川 (1) ※3	46	○	○	しんといばし 新 樋 橋	辰野町	35°57'55"	137°59'04"	20-005-01
	47			ちゅうおうばし 中 央 橋	伊那市	35°50'15"	137°57'44"	20-005-51
てんりゅうがわ 天 竜 川 (2) ※3	48	○	○	き せ だ む う え 吉 瀬 ダ ム 上	駒ヶ根市	35°42'12"	137°57'29"	20-006-01
てんりゅうがわ 天 竜 川 (3) ※3	49			みやがせばし 宮 ヶ 瀬 橋	松川町	35°35'40"	137°55'37"	20-007-51
	50			てんりゅうばし 天 竜 橋	飯田市	35°27'44"	137°49'54"	20-007-53
	51	○	○	つつじばし つつじ橋 *	飯田市	35°26'15"	137°49'13"	20-007-01
	52			なんぐうばし 南 宮 橋	阿南町	35°20'04"	137°50'11"	20-007-54
よこかわがわ 横 川 川	53	○	○	ちゅうおうばし 中 央 橋	辰野町	35°58'56"	137°59'21"	20-042-01
みぶがわ 三 峰 川	54	○		りゅうとうばし 竜 東 橋	伊那市	35°49'33"	137°58'06"	20-034-01
	55			すぎしまばし 杉 島 橋	伊那市	35°43'41"	138°05'18"	20-034-51
こしぶがわ 小 渋 川	56			かしおがわごうりゅうてんうえ 鹿 塩 川 合 流 点 上	大鹿村	35°33'38"	138°02'14"	20-018-51
	57	○	○	こしぶだむ 小 渋 ダ ム	中川村	35°36'29"	137°59'02"	20-018-01
まつかわ 松 川 (1)	58	○	○	みょうきんばし 妙 琴 橋	飯田市	35°31'30"	137°47'19"	20-019-01
まつかわ 松 川 (2)	59	○	○	えいだいばし 永 代 橋	飯田市	35°30'25"	137°50'34"	20-020-01
あちがわ 阿 智 川 (黒川を含む)	60	○	○	まんざいおおはした 万 才 大 橋 下	飯田市	35°25'23"	137°48'44"	20-039-01
わちのがわ 和 知 野 川	61	○	○	わちのがわきんぷじょう 和 知 野 川 キ ャ ン プ 場	天龍村	35°18'22"	137°50'21"	20-035-01
とうやまがわ 遠 山 川	62	○	○	おりたてばし 折 立 橋	天龍村	35°17'30"	137°52'21"	20-045-01
みやがわ 宮 川	63			にしちのおおはし 西 茅 野 大 橋	茅野市	35°59'02"	138°09'11"	20-025-51
	64	○	○	みやがわばし 宮 川 橋	諏訪市	36°01'33"	138°06'22"	20-025-01
かみかわ 上 川	65			やがさきばし 矢 ヶ 崎 橋	茅野市	35°59'42"	138°09'53"	20-001-51
	66	○	○	しぶさきばし 渋 崎 橋	諏訪市	36°02'07"	138°06'14"	20-001-01
と が わ 砥 川	67	○	○	た か の は し 鷹 の 橋	下諏訪町	36°03'55"	138°04'36"	20-002-01
よこかわがわ 横 河 川	68	○	○	よこかわがわばし よこかわ川橋	岡谷市	36°04'28"	138°03'30"	20-003-01

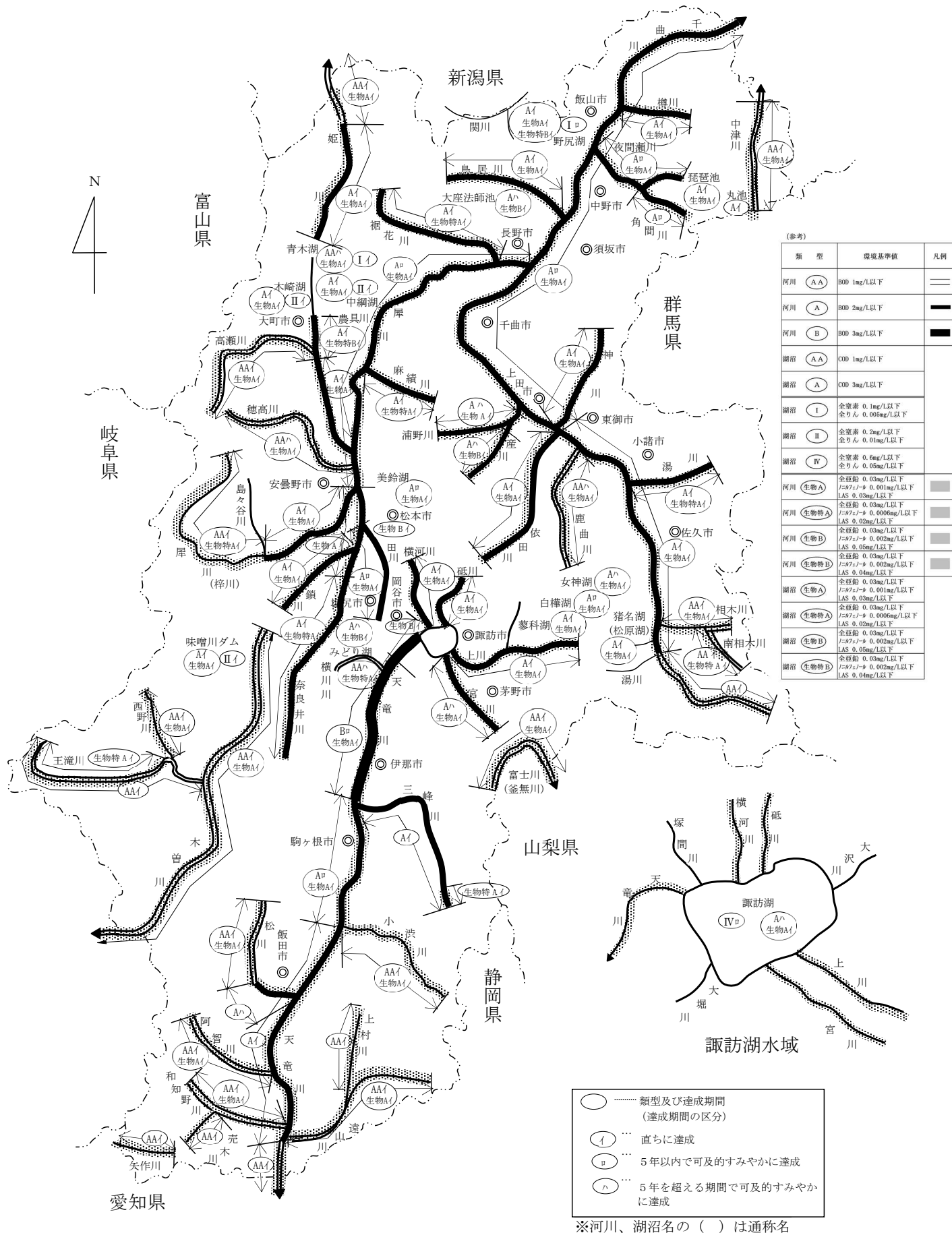
* 落石により採水場所への立入が不可能なため、令和7年度は^{こやきょう}姑射橋（緯度：35 度 26 分 30 秒、経度：137 度 49 分 04 秒）で採水を実施。

水 域	整理 番号	環境基準点		地 点 名	市町村	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
きそがわじょうりゅう 木曽川上流※4	69			しんすげばし 新 菅 橋	木祖村	35°55'16"	137°46'23"	20-026-51
	70			おがわばし 小 川 橋	上松町	35°46'42"	137°41'26"	20-026-53
	71			みねばし 三 根 橋	南木曽町	35°35'15"	137°35'39"	20-026-54
おおたきがわ 王 滝 川	72	○		くわばら 桑 原	木曽町	35°49'30"	137°38'02"	20-046-01
	73		○	まつばらばし 松 原 橋	王滝村	35°47'55"	137°32'22"	20-046-02
にのかわ 西 野 川	74		○	ほんじゃばし 本 社 橋	木曽町	35°51'00"	137°36'58"	20-046-03
ふじかわ 富 士 川 (1) ※5	75			たけちがわごりゅうてんうえ 武智川合流点上	富士見町	35°53'01"	138°14'21"	20-027-51
やはぎがわ 矢作川	76	○	○	ももたばし 桃 田 橋	根羽村	35°15'30"	137°33'34"	20-044-01
ひめかわ 姫 川 (1)	77			てんじんぐうばし 天神宮橋	白馬村	36°41'48"	137°52'20"	20-017-51
	78	○	○	みやもとばし 宮 本 橋	小谷村	36°47'02"	137°54'54"	20-017-01
なかつがわじょうりゅう 中津川上流	79		○	きりあけ 切 明	栄 村	36°48'38"	138°37'12"	20-028-51
いなこ 猪 名 湖	80	○	○	流 出 部	小海町	36°03'13"	138°27'35"	20-504-01
めがみこ 女神湖	81	○	○	流 出 部	立科町	36°08'13"	138°16'00"	20-505-01
だいざほうしいけ 大座法師池	82	○	○	流 出 部	長野市	36°42'12"	138°08'42"	20-506-01
まるいけ 丸 池	83	○	○	流 出 部	山ノ内町	36°43'06"	138°29'04"	20-507-01
びわいけ 琵琶池	84	○	○	流 出 部	山ノ内町	36°43'36"	138°28'55"	20-508-01
みどりこ みどり湖	85	○	○	流 出 部	塩尻市	36°05'32"	137°59'43"	20-509-01
みすずこ 美鈴湖	86	○	○	流 出 部	松本市	36°15'39"	138°00'47"	20-510-01
あおきこ 青木湖	87	○	○	流 出 部	大町市	36°36'18"	137°50'44"	20-511-01
なかつなこ 中綱湖	88	○	○	流 出 部	大町市	36°35'41"	137°50'36"	20-512-01
きざきこ 木崎湖	89			湖 心	大町市	36°33'33"	137°50'17"	20-513-51
	90	○	○	流 出 部	大町市	36°32'37"	137°50'31"	20-513-01
すわこ 諏訪湖	91	○	○	湖 心		36°03'00"	138°05'10"	20-501-01
	92	○	○	はつしまにし 初 島 西	諏訪市	36°02'58"	138°06'31"	20-501-02
	93	○	○	つかまがわおき 塚間川沖200m	岡谷市	36°03'09"	138°03'45"	20-501-03
しらかばこ 白樺湖	94	○	○	流 出 部	茅野市	36°06'06"	138°13'48"	20-502-01
たてしなこ 蓼科湖	95	○	○	流 出 部	茅野市	36°02'58"	138°15'19"	20-503-01
のじりこ 野尻湖	96			みずあな 水 穴	信濃町	36°49'20"	138°13'35"	20-514-51
	97	○	○	べんてんじまにし 弁天島西	信濃町	36°49'58"	138°12'47"	20-514-01
	98	○	○	湖 心	信濃町	36°49'30"	138°13'15"	20-514-02
	99		○	かなやま 金 山	信濃町	36°49'55"	138°13'35"	20-514-03
みそがわだむちよすいち 味噌川ダム貯水池	100	○	○	貯水池内基準地点	木祖村	35°58'49"	137°46'13"	20-515-01

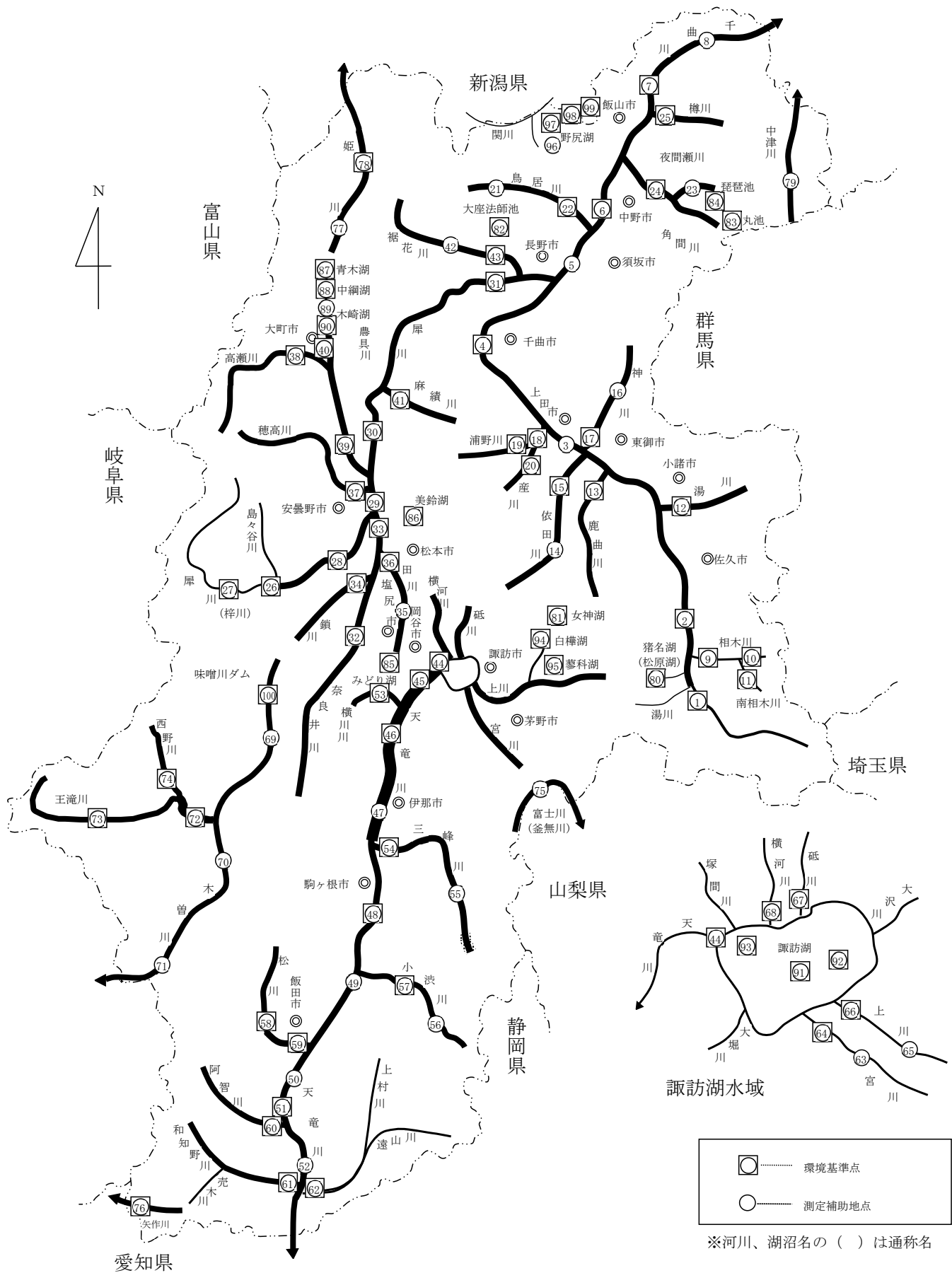
(注意) この表に記載している水域名はBOD等に係る水域名であり、表中※1～5の水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に係る水域名称は以下のとおり。

※1 「信濃川(1)」 ※2 「田川(1)」(環境基準点：水神橋)、「田川(2)」(環境基準点：新田川橋)
 ※3 「天竜川上流」 ※4 「木曽川(1)」 ※5 「富士川上流」

(4) 主要河川・湖沼水質環境基準類型指定の概略図



(5) 測定地点の概略図



4 測定項目及び測定方法

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和5年3月13日環境省告示第6号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
健康項目	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS※ ¹ K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (38 の備考11 を除く。以下同じ。) 及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示※ ² 付表1
	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
	六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。) に定める方法。※ ⁴
	砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示付表2
	アルキル水銀※ ³	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3
	P C B	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表4
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表5
	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表6の第1又は第2
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
	硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
	亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (34 の備考1を除く。) 若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は34.1.1c) (注 ^(*) 第三文及び34 の備考1を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7
	ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表8
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

※1 日本産業規格。(以下本章の表同じ。)

※2 昭和46年12月28日環境庁告示第59号。(以下本章の表同じ。)

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※4 ただし、告示の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第62号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
生活環境項目	pH	(別表2-1、 2-3又は 2-6)	—	JIS K0102の12.1
	BOD		0.5 mg/L	JIS K0102の21
	COD		0.5 mg/L	JIS K0102の17
	SS		1 mg/L	告示付表9
	DO		0.5 mg/L	JIS K0102の32
	大腸菌数		1 CFU/100ml	告示付表10
	全窒素	(別表2-4)	0.05 mg/L	JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)
	全燐		0.003 mg/L	JIS K0102の46.3 (46の備考9を除く。)
	全亜鉛	(別表2-2又は 2-5)	0.001 mg/L	JIS K0102の53
	ノニルフェノール		0.00006mg/L	告示付表11
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		0.0006 mg/L	告示付表12

(別表2-1) 河川(湖沼を除く。) : BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU ／100ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU ／100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU ／100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		JIS K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	JIS K0102の21に定める方法	告示付表9に掲げる方法	JIS K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	告示付表10に掲げる方法	

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。(※)
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))／100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度

(※) 県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

(別表 2-2) 河川 (湖沼を除く。) : 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測 定 方 法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(別表 2-3) 湖沼 : C O D 等 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100ml 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		※ 1	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表 9 に定める方法	※ 2	告示付表 10 に掲げる方法	
備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている地点 (自然環境保全を利用目的としている地点を除く。) については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 (* 1) 3 水道 3 級を利用目的としている地点 (水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。) については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 (* 2) 4 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

※ 1 JIS K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

※ 2 JIS K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

- (注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
" 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(* 1) 県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。

(* 2) 県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

(別表 2-4) 湖沼：全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (45 の備考 3 を除く。)に定める方法	JIS K0102 の 46.3 (46 の備考 9 を除く。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(別表 2-5) 湖沼：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	

(別表 2－6) 湖沼：底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該 当 水 域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測 定 方 法		JIS K0102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(3) 要監視項目

・人の健康の保護に関する要監視項目（平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知
最終改正：令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号）

測定項目		指針値	報告下限値	測定方法
人の健康項目	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※1付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	E P N	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン(CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
	ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4若しくは付表5
	モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4若しくは付表5
	アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2※2付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表1
	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004 mg/L	通知2付表2
	全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)※3	0.3 ng/L	通知3※4付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の選定方法及び要監視項目の測定方法について」

(平成5年4月28日環水規第121号、平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」

(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

※3 PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

※4 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」

(令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

・水生生物の保全に関する要監視項目

測定項目		指針値	報告下限値	測定方法
水生生物項目	クロロホルム	(別表3-1)	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	フェノール		0.005 mg/L	通知4※5付表1
	ホルムアルデヒド		0.1 mg/L	通知4付表2
	4-t-オクチルフェノール		0.00007 mg/L	通知5※6付表1
	アニリン		0.002 mg/L	通知5付表2
	2,4-ジクロロフェノール		0.0003 mg/L	通知5付表3

※5 通知4：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」

(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号)

※6 通知5：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

(平成25年3月27日環水大発第1303272号)

(別表 3-1) 水生生物の保全に関する要監視項目の指針値

項 目	類 型	指 針 値	項 目	類 型	指 針 値
クロロホルム	生 物 A	0.7 mg/L 以下	4-t-オクチル フェノール	生 物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生 物 B	3 mg/L 以下		生 物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	3 mg/L 以下		生物特 B	0.003 mg/L 以下
フェノール	生 物 A	0.05 mg/L 以下	アニリン	生 物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下		生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生 物 B	0.08 mg/L 以下		生 物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生 物 A	1 mg/L 以下	2,4-ジクロロ フェノール	生 物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	1 mg/L 以下		生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生 物 B	1 mg/L 以下		生 物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	1 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下

(4) その他の項目 (排水基準、水道水質基準等関連)

測 定 項 目		基準値等	報告下限値	測 定 方 法※
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	(排水基準関連)	0.5 mg/L	告示付表14
	フェノール類		0.005 mg/L	JIS K0102の28.1
	銅		0.01 mg/L	JIS K0102の52.2
	溶解性鉄		0.01 mg/L	JIS K0102の57.2
	溶解性マンガン		0.01 mg/L	JIS K0102の56.2
	クロム		0.02 mg/L	JIS K0102の65.1
その他項目	陰イオン界面活性剤	(水道水質基準関連)	0.04 mg/L	JIS K0102の30.1
	アンモニア性窒素		0.02 mg/L	JIS K0102の42.2、42.5又は42.6
	塩化物イオン		0.1 mg/L	JIS K0102の35
	濁度		0.1 度	上水試験方法(2011年版)のⅡ-3-3
	クロロフィル a	(富栄養化関連)	1.0 μ g/L	上水試験方法(2011年版)のⅣ-2-25
	全有機炭素		0.5 mg/L	JIS K0102の22.1
	溶存態全有機炭素		0.5 mg/L	JIS K0102の22.1
	溶解性COD		0.5 mg/L	JIS K0102の3.2及び17
	溶解性窒素		0.05 mg/L	JIS K0102の3.2及び45.2,45.3、45.4又は45.6
	りん酸態りん		0.003 mg/L	JIS K0102の46.1
	透明度		0.1 m	透明度板
	ふん便性大腸菌群数	(水浴場基準関連)	2 個/100ml	「水浴場水質判定基準」付表1の第1
	プレチラクロール	(水産基準関連)	0.01 μ g/L	要調査項目等調査マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成12年12月環境庁)

※ 環境基準等の定めのないこれらの項目の測定方法は、JIS、上水試験法、下水試験法等の中から適宜選択するものとする。

(5) 留意事項

測定方法について、日本産業規格 JIS K 0102 が JIS K 0101 と統合したことに伴い、所要の告示の改正がされる見込みです。告示が改正された場合は、改正後の告示により、測定を実施するものとします。

5 採水日及び採水方法

(1) 採水日

55 ページの採水日程のとおり（天候等により採水が適当でない場合には、この限りではない）。

(2) 採水方法

ア 採水部位

区 分	採水地点・部位	採取水深
河 川	原則として流心	水面から水深の約 2 割程度の水深
湖 沼	下記以外の湖沼（流出部）	表層（約 0.1～0.5m）
	木崎湖（湖心）	表層（約 0.5m）及び下層（湖底から原則 1m）
	木崎湖（流出部）	表層（約 0.5m）
	諏訪湖（湖心、初島西、塚間川沖 200m）	表層（約 0.5m）及び下層（湖底から原則 0.5m）
	野尻湖（水穴、金山）	表層（約 0.5m）
	野尻湖（弁天島西、湖心）	表層（約 0.5m）及び下層（湖底から原則 1m）
	味噌川ダム貯水池（貯水池内基準地点）	表層（約 0.5m）、中層（1/2 水深）、底層（底上 1m）

イ 湖沼の採水地点別採取水深と測定項目※1

項目 湖沼・地点		生活環境 項 目	BOD	富栄養化 項 目※2	健康項目	水生生物 保全項目	要監視 項 目
下記以外の湖沼		流出部（測定実施項目に限る。）					
木崎湖	湖心	表層・下層	表層	表層・下層	表層・下層※3	—	—
	流出部	表層	表層	表層	表層	表層	—
諏訪湖	湖心	表層・下層	表層・下層	表層・下層	表層・下層	表層・下層	表層・下層
	初島西	表層・下層	表層	表層	表層	表層	—
	塚間川沖 200m	表層・下層	表層	表層	表層	表層	—
野尻湖	水穴	表層	表層	—	—	—	—
	弁天島西	表層・下層	表層	—	—	表層	—
	湖心	表層・下層	表層	表層・下層	表層・下層※4	表層・下層	—
	金山	—	—	—	—	表層	—
味噌川ダム 貯水池	貯水池内 基準地点	表・中・底 層	表・中・底 層	表・中・底 層	表層	表層	—

※1 測定項目の詳細は P.17 以降の「(3) 採水地点別測定項目、測定頻度及び担当機関一覧表（年間調査）」参照

※2 アンモニア性窒素、クロロフィル a、溶解性 COD、溶解性窒素、りん酸態りん等を指す。ただし、諏訪湖の初島西及び塚間川沖 200m はクロロフィル a を指す。

※3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とふっ素に限る。

※4 下層での測定は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とふっ素に限る。

※5 諏訪湖湖心のみ、要監視項目（全マンガン）を表層・下層で測定。

6 採水地点別測定項目、頻度及び担当機関

(1) 年間測定回数

詳細は 19 ページから 27 ページの一覧表のとおり。

回数	河 川	湖 沼
48	—	2 水深（表層・下層）×2 回（午前・午後）/日×1 日/月×12 ヶ月
36	—	3 水深（表層・中層・底層）×1 回/日×1 日/月×12 ヶ月
24	2 回（午前・午後）/日×1 日/月×12 ヶ月	2 水深（表層・下層）×1 回/日×1 日/月×12 ヶ月
16	—	木崎湖：2 水深（表層・下層）×1 回/日×1 日/月×8 ヶ月（4～11 月）
		諏訪湖 湖心の砒素：2 水深（表層・下層）×1 回/日×1 日/月×8 ヶ月（5～11、2 月）
14	1 回/日×1 日/月×12 ヶ月+（5、8 月）×1 回/日	
13	—	—
12	1 回/日×1 日/月×12 ヶ月	1 水深（表層）×1 回/日×1 日/月×12 ヶ月
9	—	1 水深×1 回/日×1 日/月×9 ヶ月（4～12 月）
8	—	丸池、琵琶池：1 水深×1 回/日×1 日/月×8 ヶ月（5～12 月） 木崎湖湖心(BOD のみ)：1 水深×1 回/日×1 日/月×8 ヶ月(4～11 月) 美鈴湖：1 水深×1 回/日×1 日/月×8 ヶ月（4～11 月）
		上記以外 2 水深×1 回/日×1 日/月×4 ヶ月（5、8、11、2 月）
7	1 回/日×1 日/月×7 ヶ月（5～11 月）	—
6	1 回/日×1 日/月×6 ヶ月（1 年の間に）	味噌川ダム貯水池のふん便性大腸菌群数 1 水深（表層）×1 回/日×1 日/月×2 ヶ月（7,11 月）
	水浴場水質調査地点のふん便性大腸菌群数 2 回（午前・午後）/日×1 日/月×2 ヶ月（5、8 月） + 1 回/日×1 日/月×2 ヶ月（11、2 月）	水浴場水質調査地点のふん便性大腸菌群数 1 水深（表層）×2 回（午前・午後）/日×1 日/月×2 ヶ月（5、8 月） +1 回/日×1 日/月×2 ヶ月（11、2 月）
4	1 回/日×1 日/月×4 ヶ月（5、8、11、2 月）	1 水深×1 回/日×1 日/月×4 ヶ月（5、8、11、2 月）
	釜口水門の水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）	
	1 回/日×1 日/月×4 ヶ月（5、8、11、2 月） 和知野川キャンプ場の透明度 2 回/日×1 日/月×2 ヶ月（5、8 月）	
3	1 回/日×1 日/月×3 ヶ月（5、8、11 月）	1 水深×1 回/日×1 日/月×3 ヶ月（5、8、11 月）
2	1 回/日×1 日/月×2 ヶ月（5、8、11、2 月のうち）	1 水深×1 回/日×1 日/月×2 ヶ月（5、8、11、2 月のうち）
1	1 回/日×1 日/年	1 水深×1 回/日×1 日/年

(2) 長野県が行う測定項目の担当機関

下表のとおりとする。

測定項目	直営地点 (釜口水門、諏訪湖)		委託地点	
	採水	分析※	採水	分析
キシレン、トルエン、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン	諏訪湖環境 研究センター		受託業者が実施	
ニッケル、全マンガン、ウラン、ホルムアルデヒド				
ノニルフェノール				
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩				
全有機炭素（諏訪湖のみ）				
溶存態全有機炭素（諏訪湖のみ）				

(3) 通日調査

天竜川の新樋橋及びつつじ橋の2地点では、13回／日（2時間毎）の通日調査を行う。（担当機関：国土交通省中部地方整備局）

7 測定結果の報告等

(1) 測定結果の報告

ア 長野県

諏訪湖環境研究センター（以下、「センター」という。）は、毎月の測定結果（速報値）を別に定める様式により翌月第3金曜日までに長野県環境部水大気環境課（以下「水大気環境課」という。）及び地域振興局に報告する。

センターは、本計画に基づく要監視項目及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の分析結果を、結果が判明次第速やかに水大気環境課に報告する。

また、センターは、年間の測定結果（確定値）を、環境省の「水質関連システム」のデータ入力支援ツールに入力のうえ水大気環境課に報告する。

イ 長野県以外

測定機関（3(1)及び(2)に定める長野県以外の担当機関をいう。以下同じ。）は、毎月の測定結果（速報値）を別に定める様式、国土交通省システム様式等により翌月第3金曜日までに水大気環境課に報告する。

また、長野市及び松本市は、年間の測定結果（確定値）を環境省の「水質関連システム」のデータ入力支援ツールに入力のうえ水大気環境課に報告する。

(2) 環境基準超過及び異常値等の場合の取扱い

人の健康の保護に関する環境基準項目について、基準値を超過した測定値が得られたときは、すみやかに水大気環境課に報告するとともに、関係機関協力のもと追跡調査等を行い、原因の究明に努める。

また、全ての項目について、過去の数値と比べ著しく異常な数値を確認した場合も、同様に水大気環境課に報告のうえ原因の究明に努める。水大気環境課は関係機関にその情報及び指示した内容を周知する。

(3) 測定結果の記載方法等

ア 報告下限値

報告下限値は、「4 測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法」（P.7～13）の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。

イ 数値の取扱い

(ア) 有効数字等

項 目	取 扱 い
環境基準項目等 (以下の項目以外)	ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記のア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
水温、気温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。
流量	有効数字を2桁とし、3桁目は切り捨てる。
pH	小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(イ) 平均値の計算

ア 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。ただし、大腸菌数の平均値の計算はエによる。

イ 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

ウ 個別の測定値が全て報告下限値未満の場合に限り、平均値を報告下限値未満とする。

エ 大腸菌数の日間平均値は、幾何平均により求めるものとする。その際、個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、幾何平均値を計算する。ただし、同一測定点における同日のすべての検体の測定値が報告下限値未満の場合には、日間平均値を「報告下限値未満」とする。

8 測定結果の公表

(1) 測定結果の取りまとめ

水大気環境課は7(1)及び委託業者からの報告に基づき、月ごとの測定結果(速報値)及び年間の測定結果(確定値)を取りまとめる。

(2) 公表の方法

ア 公表前の事前確認

水大気環境課は公表時までに7(1)の関係機関あて公表内容を送付し、関係機関は内容を確認の上、修正等がある場合にはその旨水大気環境課あて連絡する。

イ 長野県ホームページへの公表

水大気環境課はアで連絡のあった修正等を行い、長野県ホームページで公表する。

ウ その他

緊急に公表を行う必要がある場合は、この限りではない。

9 その他

この計画に定めのない事項については、長野県及び測定機関が協議して定める。

採水地点別測定項目、頻度及び担当機関一覧表（年間調査）

ア 河川

地 点 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
河 川 名		千曲川								相木川		南相木川	湯 川		
測 定 地 点 名		大芝橋	臼田橋	生 田	千曲橋	屋島橋	立ヶ花橋	大関橋	市川橋	除ヶ下橋	栃原橋	土岩2号橋	高瀬橋		
市 町 村		南牧村	佐久市	上田市	千曲市	長野市	中野市	飯山市	飯山市	小海町	北相木村	南相木村	佐久市		
環 境 基 準 点	BOD等	○	○		○		○	○		○			○		
	水生生物保全項目	○	○		○		○	○			○	○	○		
環 境 基 準 類 型	BOD等	AAⅠ	AⅠ	AⅡ	AⅡ	AⅡ	AⅡ	AⅡ	AⅡ	AAⅠ	AAⅠ	AAⅠ	AⅠ		
	水生生物保全項目	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物AⅠ	生物特AⅠ	生物特AⅠ		
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12		
	気温、水温	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	4	12		
	流量	12	12						12	12	4	4	12		
	全水深	12	12						12	12	4	4	12		
	透明度														
環 境 基 準 項 目	生 活 環 境 項 目	pH	12	12	12	12	4	12	12	12	12		12		
		BOD	12	12	12	12	4	12	12	12	12		12		
		COD													
		SS	12	12	12	12	4	12	12	12	12		12		
		DO	12	12	12	12	4	12	12	12	12		12		
		大腸菌数	12	12	12	12	4	12	12	12	12		12		
		全窒素					4	4	4						
		全磷					4	4	4						
		全亜鉛	4	4	4	4		4	4			4	4	4	
		ノニルフェノール	4	4		4		4	4			4	4	4	
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4		4		4	4			4	4	4	
	健 康 項 目	カドミウム		4	2	2		4	2		4			4	
		全シアン		4	2	2		4	2		4			4	
		鉛		4	2	2		12	2		4			4	
		六価クロム		4	2	2		4	2		4			4	
		砒素		4	2	2		4	2		4			4	
		総水銀		4	2	2		4	2		4			4	
		アルキル水銀													
		PCB			1	1		1	1						
		ジクロロメタン		4	1	1		1	1		4			4	
		四塩化炭素		4	1	1		1	1		4			4	
		1,2-ジクロロエタン		4	1	1		1	1		4			4	
		1,1-ジクロロエチレン		4	1	1		1	1		4			4	
		シス-1,2-ジクロロエチレン		4	1	1		1	1		4			4	
		1,1,1-トリクロロエタン		4	1	1		1	1		4			4	
		1,1,2-トリクロロエタン		4	1	1		1	1		4			4	
		トリクロロエチレン		4	1	1		1	1		4			4	
		テトラクロロエチレン		4	1	1		1	1		4			4	
		1,3-ジクロロプロペン		4	1	1		1	1		4			4	
		テウラム		3	1	1		1	1		3			3	
		シマジン		3	1	1		1	1		3			3	
		チオベンカルブ		3	1	1		1	1		3			3	
		ベンゼン		4	1	1		1	1		4			4	
		セレン		4	1	1		1	1		4			4	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4	4	4		4	4		4			4	
		ふっ素		4	1	1		1	1		4			4	
		ほう素		4	1	1		1	1		4			4	
		1,4-ジオキサン		4	1	1		1	1		4			4	
		要 監 視 項 目	健 康 視 項 目	クロホルム											
				トランス-1,2-ジクロロエチレン											
				1,2-ジクロロプロパン											
				p-ジクロロベンゼン											
				イソキサチオン											
				ダイアジノン											
				フェニトロチオン（MEP）											
				イソプロチオラン											
				オキシ銅（有機銅）											
				クロロタロニル（TPN）											
				プロピザミド											
				EPN											
ジクロルボス（DDVP）															
フェノフルカルブ（BPMC）															
イプロベンボス（IBP）															
クロルニトロフェン（CNP）															
トルエン															
キシレン															
フタル酸ジエチルヘキシル															
ニッケル															
モリブデン															
アンチモン															
塩化ビニルモノマー															
エビクロロヒドリン															
全マンガン															
ウラン															
PFOs及びPFOA															
保 水 全 生 項 目 物	クロホルム【再掲】														
	フェノール														
	ホルムアルデヒド														
	4-tert-オクチルフェノール														
	アニリン														
	2,4-ジクロロフェノール														
そ の 他	特 殊 項 目	n-ヘキサン抽出物質													
		フェノール類													
		銅													
		溶解性鉄													
		溶解性マンガ													
	そ の 他 項 目	クロム													
		陰イオン界面活性剤													
		アンモニア性窒素					4	4				4			
		塩化物イオン		4							4		4		
		濁度					4	4	4						
		クロロフィルa													
		全有機炭素													
		溶解性全有機炭素													
		溶解性COD													
		溶解性窒素													
		りん酸態りん													
		透視度	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	4	12	
ふん便性大腸菌群数			12	12	4	12	12								
ブレチラクロール												1			
担 当 機 関		長野県 （佐久地域 振興局）	長野県 （佐久地域 振興局）	国土交通省 （北陸地方 整備局）	国土交通省 （北陸地方 整備局）	国土交通省 （北陸地方 整備局）	国土交通省 （北陸地方 整備局）	国土交通省 （北陸地方 整備局）	長野県 （北信地域 振興局）	長野県 （佐久地域 振興局）	長野県 （佐久地域 振興局）	長野県 （佐久地域 振興局）	長野県 （佐久地域 振興局）		
備 考		委託	委託						委託	委託	委託	委託	委託		

地 点 番 号		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
河 川 名		鹿曲川	依田川		神 川		浦野川		産川		鳥居川		夜間瀬川		
測 定 地 点 名		前田橋	立岩上の橋	依田橋	白山真田橋	神川橋	対影橋	八幡橋	堀川橋	鳥居橋	鳥居橋	天川橋	夜間瀬橋		
市 町 村		東御市	長和町	上田市	上田市	上田市	上田市	上田市	上田市	信濃町	長野市	山ノ内町	山ノ内町		
環 境 基 準 点	BOD等	○		○		○		○			○		○		
	水生生物保全項目														
環 境 基 準 類 型	BOD等	A Aハ	Aイ	Aイ	Aイ	Aイ	Aハ	Aハ	Aハ	Aイ	Aイ	Aロ	Aロ		
	水生生物保全項目	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Bイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ		
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12		
	気温、水温	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12		
	流量	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12		
	全水深	12	12	12	12	12	12	4	4	12		12	12		
	透明度														
環 境 基 準	生 活 環 境 項 目	pH	12	12	12	12	12	12			12	12	12	12	
		BOD	12	12	12	12	12	12			12	12	12	12	
		COD									12				
		SS	12	12	12	12	12	12			12	12	12	12	
		DO	12	12	12	12	12	12			12	12	12	12	
		大腸菌数	12	12	12	12	12	12			12	12	12	12	
		全窒素									4	4			
		全磷									4	4			
		全亜鉛	4		4		4		4	4		4		4	
		ノニルフェノール	4		4		4		4	4		4		4	
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4		4		4		4	4		4		4	
		カドミウム	4		4		4	4			4	4		4	
		全シアン	4		4		4	4			4	4		4	
		鉛	4		4		4	4			4	4		4	
		六価クロム	4		4		4	4			4	4		4	
	砒素	4		4		4	4				4	12	12		
	総水銀	4		4		4	4				4		4		
	アルキル水銀														
	PCB														
	ジクロロメタン	4		4			4	4				4		4	
	四塩化炭素	4		4			4	4				4		4	
	1,2-ジクロロエタン	4		4			4	4				4		4	
	1,1-ジクロロエチレン	4		4			4	4				4		4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	4		4			4	4				4		4	
	1,1,1-トリクロロエタン	4		4			4	4				4		4	
	1,1,2-トリクロロエタン	4		4			4	4				4		4	
	トリクロロエチレン	4		4			4	4				4		4	
	テトラクロロエチレン	4		4			4	4				4		4	
	1,3-ジクロロプロペン	4		4			4	4				4		4	
	チウラム	3		3			3	3				4		3	
	シマジン	3		3			3	3				4		3	
	チオベンカルブ	3		3			3	3				4		3	
	ベンゼン	4		4			4	4				4		4	
	セレン	4		4			4	4				4		4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4		4			4	4			4	4		4	
	ふっ素	4		4			4	4				4		4	
	ほう素	4		4			4	4				4		4	
	1,4-ジオキサン	4		4			4	4				4		4	
	要 監 視 項 目	健 康 項 目	クロロホルム												
			トランス-1,2-ジクロロエチレン												
			1,2-ジクロロプロパン												
			p-ジクロロベンゼン												
			イソキサチオン												
			ダイアジノン												
			フェントロチオン (MEP)												
			イソプロチオラン												
			オキシ銅 (有機銅)												
			クロロタロニル (TPN)												
			プロピザミド												
			EPN												
ジクロロボス (DDVP)															
フェノフルカルブ (BPMC)															
イプロベンボス (IBP)															
クロロニトロフェン (CNP)															
トルエン															
キシレン															
フタル酸ジエチルヘキシル															
ニッケル															
モリブデン															
アンチモン															
塩化ビニルモノマー															
エビクロロヒドリン															
全マンガン															
ウラン															
PFOS及びPFOA												1			
保 水 生 物 項 目		クロロホルム【再掲】													
		フェノール													
		ホルムアルデヒド													
		4-tert-オクチルフェノール													
	アニリン														
そ の 他	特 殊 項 目	2,4-ジクロロフェノール													
		n-ヘキササン抽出物質													
		フェノール類													
		銅													
		溶解性鉄													
	そ の 他 項 目	溶解性マンガン													
		クロム													
		陰イオン界面活性剤													
		アンモニア性窒素									4				
		塩化物イオン	4		4		4	4						4	
		濁度													
		クロロフィルa													
		全有機炭素									4				
		溶解性COD													
		溶解性窒素													
りん酸態りん															
透視度	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	12			
ふん便性大腸菌群数															
プレチラクロール															
担 当 機 関		長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (上田地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野市	長野県 (北信地域 振興局)		
備 考		委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託		委託	委託		

地 点 番 号		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
河 川 名		樽 川	犀 川						奈良井川		鎮 川	田 川		
測 定 地 点 名		戸 那 子 橋	島々谷川 合流点上	水殿ダム下	倭 橋	田沢橋	睦 橋	小市橋	太田橋	島 橋	鎮川橋	水神橋	新田川橋	
市 町 村		飯山市	松本市	松本市	松本市	安曇野市	生坂村	長野市	塩尻市	松本市	松本市	塩尻市	松本市	
環 境 基 準 点	BOD等	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	水生生物保全項目	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	BOD等	AI	AAI	AAI	AI	AB	AB	AB	AI	AB	AI	AB	AB	
環 境 基 準 類 型		水生生物保全項目	生物特AI	生物特AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物特AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物BI	
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	12	12	4	12	12	12	12	12	12	24	12	24	
	気温、水温	12	12	4	12	12	12	12	12	12	24	12	24	
	流量	12	12						12	12	24	12	24	
	全水深	12	12						12		24	12	24	
	透明度													
環 境 基 準	生 活 環 境 項 目	pH	12	12		12	12	12	12	12	24	12	24	
		BOD	12	12		12	12	12	12	12	24	12	24	
		COD												
		SS	12	12		12	12	12	12	12	24	12	24	
		DO	12	12		12	12	12	12	12	24	12	24	
		大腸菌数	12	12		12	12	12	12	12	24	12	24	
		全窒素		2			4				2		2	
		全磷		2			4				2		2	
		全亜鉛	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	
		ノニルフェノール	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		カドミウム	4		2	2	2	2	4	2	2		2	
		全シアン	4		2	2	2	2	4	2	2		2	
		鉛	4		2	2	2	2	4	2	12		12	
	健 康 項 目	六価クロム	4		2	2	2	2	4	2	2		2	
		砒素	4		2	2	2	2	4	2	2		2	
		総水銀	4		2	2	2	2	4	2	2		2	
		アルキル水銀												
		PCB			1	1	1	1		1				
		ジクロロメタン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		四塩化炭素	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		1,2-ジクロロエタン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		1,1-ジクロロエチレン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		1,1,1-トリクロロエタン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		1,1,2-トリクロロエタン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		トリクロロエチレン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		テトラクロロエチレン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		1,3-ジクロロプロペン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		チウラム	3		1	1	1	1	3	1	1		1	
		シマジン	3		1	1	1	1	3	1	1		1	
		チオベンカルブ	3		1	1	1	1	3	1	1		1	
		ベンゼン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		セレン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4		4	4	4	4	4	4	2		2	
		ふっ素	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		ほう素	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
		1,4-ジオキサン	4		1	1	1	1	4	1	2		2	
	要 監 視 項 目	クロロホルム											1	
		トランス-1,2-ジクロロエチレン											1	
		1,2-ジクロロプロパン											1	
		p-ジクロロベンゼン											1	
		イソキサチオン											1	
		ダイアジノン											1	
		フェニトロチオン (MEP)											1	
		イソプロチオラン											1	
		オキシ銅 (有機銅)											1	
		クロロタロニル (TPN)											1	
		プロピザミド											1	
		EPN											1	
		ジクロロボス (DDVP)											1	
		フェノブカルブ (BPMC)											1	
		イプロベンボス (IBP)											1	
		クロロニトロフェン (CNP)											1	
		トルエン											1	
		キシレン											1	
		フタル酸ジエチルヘキシル											1	
		ニッケル											1	
		モリブデン											1	
		アンチモン											1	
		塩化ビニルモノマー											1	
		エビクロヒドリリン											1	
		全マンガン											1	
		ウラン											1	
	保 水 生 物 項 目	PFOS及びPFOA											1	
		クロロホルム【再掲】											1	
		フェノール											1	
		ホルムアルデヒド											1	
		4-tert-オクチルフェノール											1	
そ の 他	特 殊 項 目	アニリン											1	
		2,4-ジクロロフェノール											1	
		n-ヘキサン抽出物質												
		フェノール類												
		銅												
	そ の 他 項 目	溶解性鉄												
		溶解性マンガン												
		クロム												
		陰イオン界面活性剤												
		アンモニア性窒素						4		4				
		塩化物イオン	4											
		濁度						4						
		クロロフィルa												
		全有機炭素												
		溶解性COD												
		溶解性窒素												
		リノール酸												
		透視度	12	12	4	12	12	12	12	12	24	12	24	
		ふん便性大腸菌群数				12	12	12	4	12				
		プレチラクロール							1					
担 当 機 関		長野県 (北信地域振興局)	松本市	松本市	国土交通省 (北信地域整備局)	国土交通省 (北信地域整備局)	国土交通省 (北信地域整備局)	国土交通省 (北信地域整備局)	長野県 (松本地域振興局)	国土交通省 (北信地域整備局)	松本市	長野県 (松本地域振興局)	松本市	
備 考		委託							委託			委託		

地 点 番 号		37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48		
河 川 名		穂高川	高瀬川		農具川	麻績川	裾花川		天竜川						
測 定 地 点 名		早春賦歌碑前	鹿島川合流点上	高瀬橋	丹生子橋	込路橋	参宮橋	相生橋	釜口水門	天白橋	新樋橋	中央橋	吉瀬ダム上		
市 町 村		安曇野市	大町市	安曇野市	大町市	生坂村	長野市	長野市	岡谷市	岡谷市	辰野町	伊那市	駒ヶ根市		
環 境 基 準 点	BOD等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	水生生物保全項目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環 境 基 準 類 型	BOD等	A Aハ	A Aイ	Aイ	Aイ	Aイ	Aイ	Aイ	Bロ	Bロ	Bロ	Bロ	Aロ		
	水生生物保全項目	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物特Bイ	生物特Aイ	生物特Aイ	生物特Aイ	生物Bイ	生物Bイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ		
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	24	24		
	気温、水温	12	12	12	4	12	12	12	24	24	24	24	24		
	流量	12	12	12	4	12			24	24					
	全水深	12	12	12	4	12			24	24	24	12			
	透明度														
環 境 基 準 項 目	生 活 環 境 項 目	pH	12	12	12		12	12	24	24	24	24	24		
		BOD	12	12	12		12	12	24	24	24	24	24		
		COD								24		1		1	
		SS	12	12	12		12	12	24	24	24	24	24	24	
		DO	12	12	12		12	12	24	24	24	24	24	24	
		大腸菌数	12	12	12		12	12	24	24	12	4	4	12	
		全窒素							4	12		1	4	1	
		全磷							4	12			4		
		全亜鉛	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
		ノニルフェノール	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		1	
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		2	
		健 康 項 目	カドミウム	4		4		4	4	4	4	1			
			全シアン	4		4		4	4	4	4	1			
			鉛	4		4		4	4	4	4	1			1
			六価クロム	4		4		4	4	4	4	1			
	砒素		4		4		4	4	4	4	1				
	総水銀		4		4		4		4		4	1			
	アルキル水銀														
	PCB														
	ジクロロメタン		4		4		4	4	4	4	1				
	四塩化炭素		4		4		4	4	4	4	1				
	1,2-ジクロロエタン		4		4		4	4	4	4	1				
	1,1-ジクロロエチレン		4		4		4	4	4	4	1				
	シス-1,2-ジクロロエチレン		4		4		4	4	4	4	1				
	1,1,1-トリクロロエタン		4		4		4	4	4	4	1				
	1,1,2-トリクロロエタン		4		4		4	4	4	4	1				
	トリクロロエチレン		4		4		4	4	4	4	1				
	テトラクロロエチレン		4		4		4	4	4	4	1				
	1,3-ジクロロプロベン		4		4		4	4	4	4	1				
	チウラム		3		3		3	4	4	3	1				
	シマジン		3		3		3	4	4	3	1				
	チオベンカルブ		3		3		3	4	4	3	1				
	ベンゼン		4		4		4	4	4	4	1				
	セレン		4		4		4	4	4	4	1				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4		4		4	4	4	4	4			4	
	ふっ素		4		4		4	4	4	4	2			2	
	ほう素		4		4		4	4	4	4	2			2	
	1,4-ジオキサン		4		4		4	4	4	4	1			1	
	要 監 視 項 目		健 康 項 目	クロロホルム											
				トランス-1,2-ジクロロエチレン											
				1,2-ジクロロプロパン											
				p-ジクロロベンゼン											
				イソキサチオン											
				ダイアジノン											
				フェニトロチオン (MEP)											
				イソプロチオラン											
		オキシ銅 (有機銅)													
		クロロタロニル (TPN)													
		プロピザミド													
		EPN													
ジクロロボス (DDVP)															
フェノブカルブ (BPMC)															
イプロベンホス (IBP)															
クロルニトロフェン (CNP)															
トルエン															
キシレン															
フタル酸ジエチルヘキシル															
ニッケル															
モリブデン															
アンチモン															
塩化ビニルモノマー															
エビクロロヒドリン															
全マンガン															
保 水 生 物 項 目	ウラン														
	PFOA及びPFOSA						1								
	クロロホルム【再掲】														
	フェノール														
	ホルムアルデヒド														
特 殊 項 目	4-tert-オクチルフェノール										1		1		
	アニリン										1		1		
	2,4-ジクロロフェノール										1		1		
	n-ヘキサン抽出物質										1				
	フェノール類										1				
	銅										1		1		
	溶解性鉄										2		2		
	溶解性マンガン										2		2		
	クロム										1				
	そ の 他	陰イオン界面活性剤	アンモニア性窒素		4					4			4		
塩化物イオン			4	4	4		4		4	4	1	4	1		
濁度												24	24	24	
クロロフィルa										12	12				
全有機炭素										4					
溶存態全有機炭素		溶解性COD													
		溶解性窒素													
		りん酸態りん													
		透視度	12	12	12	4	12		12	24	24	24	24	24	
		ふん便性大腸菌群数	4		4							4	4	4	
プレチラクロール	1														
担 当 機 関		長野県 (松本地域振興局)	長野県 (北787ノ地域振興局)	長野県 (松本地域振興局)	長野県 (北787ノ地域振興局)	長野県 (松本地域振興局)	長野市	長野市	長野県 (諏訪地域振興局)	長野県 (諏訪地域振興局)	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)	国土交通省 (中部地方整備局)		
備 考		委託	委託	委託	委託	委託				委託	通日調査あり (1回/年)				

地 点 番 号		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
河 川 名		天竜川				横川川	三峰川		小渋川		松 川		阿智川		
測 定 地 点 名		宮ヶ瀬橋	天竜橋	つつじ橋	南宮橋	中央橋	竜東橋	杉島橋	鹿塩川合流点上	小渋ダム	妙琴橋	永代橋	万才大橋下		
市 町 村		松川町	飯田市	飯田市	阿南町	辰野町	伊那市	伊那市	大鹿村	中川村	飯田市	飯田市	飯田市		
環 境 基 準 点	BOD等			○		○	○			○	○	○	○		
	水生生物保全項目			○		○				○	○	○	○		
	BOD等														
環 境 基 準 類 型	BOD等	Aイ	Aイ	Aイ	Aイ	A Aハ	Aイ	Aイ	A Aイ	A Aイ	A Aイ	Aハ	A Aイ		
	水生生物保全項目	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物特Aイ	-	生物特Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ	生物Aイ		
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	12	4	24	4	12	12	4	12	12	12	12	12		
	気温、水温	12	4	24	4	12	12	4	12	12	12	12	12		
	流量					12		4	12	12	12	12	12		
	全水深	12	4	24	4	12	12	4	12	12	12	12	12		
環 境 基 準 項 目	生 活 環 境 項 目	透明度													
		pH	12	4	24	4	12	12		12	12	12	12		
		BOD	12	4	24	4	12	12		12	12	12	12		
		COD						4			12				
		SS	12	4	24	4	12	12		12	12	12	12		
		DO	12	4	24	4	12	12		12	12	12	12		
		大腸菌数		4	12	4	12	12		12	12	12	12		
		全窒素	1	4		4		4			12				
		全磷		4		4		4			12				
		全亜鉛			4		4	4	4		6	4	4		
		ノニルフェノール			1		4	4	4	4	4	4	4		
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩			2		4	4	4	4	4	4	4		
		健 康 項 目	カドミウム					4				6		4	4
			全シアン					4				6		4	4
	鉛				1		4	1			6		4	4	
	六価クロム						4				6		4	4	
	砒素						4				6		4	4	
	総水銀						4				6		4	4	
	アルキル水銀										2				
	PCB				1						2				
	ジクロロメタン						4				2		4	4	
	四塩化炭素						4				2		4	4	
	1,2-ジクロロエタン						4				2		4	4	
	1,1-ジクロロエチレン						4				2		4	4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン						4				2		4	4	
	1,1,1-トリクロロエタン						4				2		4	4	
	1,1,2-トリクロロエタン						4				2		4	4	
	トリクロロエチレン						4				2		4	4	
	テトラクロロエチレン						4				2		4	4	
	1,3-ジクロロプロペン						4				2		4	4	
	チウラム						3				2		3	3	
	シマジン						3				2		3	3	
	チオベンカルブ						3				2		3	3	
	ベンゼン						4				2		4	4	
	セレン						4				2		4	4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				4		4	4			12		4	4	
	ふっ素			2		4	2			2		4	4		
	ぼう素			2		4	2			2		4	4		
	1,4-ジオキサン			1		4	1			2		4	4		
	健 康 項 目	クロロホルム													
		トランス-1,2-ジクロロエチレン													
		1,2-ジクロロプロパン													
		p-ジクロロベンゼン													
		イソキサチオン													
		ダイアジノン													
		フェニトロチオン（MEP）													
		イソプロチオラン													
		オキシ銅（有機銅）													
		クロロタロニル（TPN）													
		プロピザミド													
		EPN													
		ジクロロボス（DDVP）													
		フェノフルカルブ（BPMC）													
		イプロベンボス（IBP）													
		クロルニトロフェン（CNP）													
		トルエン													
		キシレン													
		フタル酸ジエチルヘキシル													
		ニッケル													
		モリブデン													
		アンチモン													
		塩化ビニルモノマー													
エピクロロヒドリン															
全マンガン															
ウラン															
PFOA及びPFOS															
保 全 生 物 項 目	クロロホルム【再掲】														
	フェノール														
	ホルムアルデヒド			1						1					
	4-tert-オクチルフェノール									1					
	アニリン			1						1					
	2,4-ジクロロフェノール			1						1					
そ の 他	特 殊 項 目	n-ヘキサン抽出物質													
		フェノール類								2					
		銅			1			1		2					
		溶解性鉄			2			2		2					
		溶解性マンガン			1			2		2					
	そ の 他 項 目	クロム								2					
		陰イオン界面活性剤								12					
		アンモニア性窒素		4		4		4	4	12	4				
		塩化物イオン	1	4		4	4	4	4	12	4	4	4		
		濁度	12	4	24	4		12		12					
		クロロフィルa			12					12					
		全有機炭素													
		溶存態全有機炭素													
		溶解性COD													
		溶解性窒素													
		りん酸塩りん									12				
		透視度	12	4	24	4	12	12	4	12	12	12	12		
		ふん便性大腸菌群数	4	4	4	4		4		4					
ブレチラクロール															
担 当 機 関		国土交通省 （中部地方 整備局）	国土交通省 （中部地方 整備局）	国土交通省 （中部地方 整備局）	国土交通省 （中部地方 整備局）	長野県 （上伊那地 域振興局）	国土交通省 （中部地方 整備局）	長野県 （上伊那地 域振興局）	長野県 （南信州地 域振興局）	国土交通省 （中部地方 整備局）	長野県 （南信州地 域振興局）	長野県 （南信州地 域振興局）	長野県 （南信州地 域振興局）		
備 考				通日調査あり （1回/年）		委託		委託	委託		委託	委託	委託		

地 点 番 号		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	
河 川 名		和知野川	遠山川	宮 川		上 川		砥 川	横河川	木曽川			王滝川	
測 定 地 点 名		和知野川 キャンプ場	折立橋	西茅野大橋	宮川橋	矢ヶ崎橋	洪崎橋	鷹の橋	よこかわ川橋	新菅橋	小川橋	三根橋	桑 原	
市 町 村		天龍村	天龍村	茅野市	諏訪市	茅野市	諏訪市	下諏訪町	岡谷市	木祖村	上松町	南木曽町	木曽町	
環 境 基 準 点	BOD等	○	○		○		○	○	○				○	
	水生生物保全項目	○	○		○		○	○	○					
	BOD等	AAI	AAI	AH	AH	AI	AI	AI	AI	AAI	AAI	AAI	AAI	
環 境 基 準 類 型		水生生物保全項目	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	生物AI	
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	気温、水温	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	流量	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	全水深	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	透明度	4												
環 境 基 準 項 目	生 活 環 境 項 目	pH	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		COD	4		12	12	12	12	12					
		SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		大腸菌数	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		全窒素			12	12	12	12	12					
		全磷			12	12	12	12	12					
		全亜鉛	4	4		4	4	4	4			4		
		ノニルフェノール	4	4		4	4	4	4			4		
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4		4	4	4	4			4		
	健 康 項 目	カドミウム	4	4		4	4	4	4			4	4	
		全シアン	4	4		4	4	4	4			4	4	
		鉛	4	4		4	4	4	4			4	4	
		六価クロム	4	4		4	4	4	4			4	4	
		砒素	4	4		4	4	4	4			4	4	
		総水銀	4	4		4		4	4			4	4	
		アルキル水銀												
		PCB												
		ジクロロメタン	4	4		4		4	4			4	4	
		四塩化炭素	4	4		4		4	4			4	4	
		1,2-ジクロロエタン	4	4		4		4	4			4	4	
		1,1-ジクロロエチレン	4	4		4		4	4			4	4	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	4	4		4		4	4			4	4	
		1,1,1-トリクロロエタン	4	4		4		4	4			4	4	
		1,1,2-トリクロロエタン	4	4		4		4	4			4	4	
		トリクロロエチレン	4	4		4		4	4			4	4	
		テトラクロロエチレン	4	4		4		4	4			4	4	
		1,3-ジクロロプロペン	4	4		4		4	4			4	4	
		チウラム	3	3		3		3	3			3	3	
		シマジン	3	3		3		3	3			3	3	
		チオベンカルブ	3	3		3		3	3			3	3	
		ベンゼン	4	4		4		4	4			4	4	
		セレン	4	4		4		4	4			4	4	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	4	4		4	4			4	4	
		ふっ素	4	4		4		4	4			4	4	
		ほう素	4	4		4		4	4			4	4	
		1,4-ジオキサン	4	4		4		4	4			4	4	
要 監 視 項 目	健 康 項 目	クロロホルム												
		トランス-1,2-ジクロロエチレン												
		1,2-ジクロロプロパン												
		p-ジクロロベンゼン												
		イソキサチオン												
		ダイアジノン												
		フェニトロチオン (MEP)												
		イソプロチオラン												
		オキシ銅 (有機銅)												
		クロロタロニル (TPN)												
		プロピザミド												
		EPN												
		ジクロロボス (DDVP)												
		フェノフルカルブ (BPMC)												
		イプロベンボス (IBP)												
		クロロニトロフェン (GNP)												
		トルエン												
		キシレン												
		フタル酸ジエチルヘキシル												
		ニッケル												
		モリブデン												
		アンチモン												
		塩化ビニルモノマー												
		エビクロロヒドリン												
		全マンガン												
		ウラン												
	保 水 生 物 項 目	PFOS及びPFOA												
		クロロホルム (再掲)												
		フェノール												
		ホルムアルデヒド												
		4-tert-ブチルフェノール												
そ の 他	特 殊 項 目	アニリン												
		2,4-ジクロロフェノール												
		n-ヘキサノール抽出物質												
		フェノール類												
		銅												
	そ の 他 項 目	溶解性鉄												
		溶解性マンガン												
		クロム												
		陰イオン界面活性剤				1								
		アンモニア性窒素			4	4		4	4					
		塩化物イオン	4	4	4	4	4	4	4			4	4	
		濁度												
		クロロフィルa												
		全有機炭素			4	4		4	4					
		溶解性COD												
		溶解性窒素												
		リン酸態りん												
		透視度	14	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		ふん便性大腸菌群数	6				4	4						
		プレチラクロール												
担 当 機 関		長野県 (南信州地 域振興局)	長野県 (南信州地 域振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (木曽地域 振興局)	長野県 (木曽地域 振興局)	長野県 (木曽地域 振興局)	
備 考		委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	

地 点 番 号		73	74	75	76	77	78	79		
河 川 名		王滝川	西野川	釜無川	矢作川	姫 川		中津川		
測 定 地 点 名		松原橋	本社橋	武智川 合流点上	桃田橋	天神宮橋	宮本橋	切 明		
市 町 村		王滝村	木曽町	富士見町	根羽村	白馬村	小谷村	栄村		
環 境 基 準 点	BOD等				○		○			
	水生生物保全項目	○	○		○		○	○		
環 境 基 準 類 型	BOD等	A A I	A A I	A A I	A A I	A I	A A I	A A I		
	水生生物保全項目	生物特 A I	生物 A I	生物 A I	生物 A I	生物 A I	生物 A I	生物 A I		
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	4	4	12	12	12	12	7		
	気温、水温	4	4	12	12	12	12	7		
	流量	4	4	12	12	12	12	7		
	全水深	4	4	12	12	12	12	7		
	透明度									
環 境 基 準 項 目	生 活 環 境 項 目	p H			12	12	12	12	7	
		BOD			12	12	12	12	7	
		COD								
		SS			12	12	12	12	7	
		DO			12	12	12	12	7	
		大腸菌数			12	12	12	12	7	
		全窒素								
		全磷								
		全亜鉛	4	4	4	4		4	3	
		ノニルフェノール	4	4	4	4		4	3	
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	4	4	4	4		4	3	
	健 康 項 目	カドミウム		4	4	4		4		
		全シアン			4	4		4		
		鉛			4	4		4		
		六価クロム			4	4		4		
		砒素			4	4		4		
		総水銀			4	4		4		
		アルキル水銀								
		P C B								
		ジクロロメタン			4	4		4		
		四塩化炭素			4	4		4		
		1,2-ジクロロエタン			4	4		4		
		1,1-ジクロロエチレン			4	4		4		
		シス-1,2-ジクロロエチレン			4	4		4		
		1,1,1-トリクロロエタン			4	4		4		
		1,1,2-トリクロロエタン			4	4		4		
		トリクロロエチレン			4	4		4		
		テトラクロロエチレン			4	4		4		
		1,3-ジクロロプロペン			4	4		4		
		チウラム			3	3		3		
		シマジン			3	3		3		
		チオベンカルブ			3	3		3		
		ベンゼン			4	4		4		
		セレン			4	4		4		
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			4	4		4		
		ふっ素			4	4		4		
		ほう素			4	4		4		
		1,4-ジオキサン			4	4		4		
		要 監 視 項 目	健 康 項 目	クロホルム						
				トランス-1,2-ジクロロエチレン						
				1,2-ジクロロプロパン						
				p-ジクロロベンゼン						
				イソキサチオン						
				ダイアジノン						
				フェニトロチオン（MEP）						
				イソプロチオラン						
オキシ銅（有機銅）										
クロタロニル（TPN）										
プロピザミド										
EPN										
ジクロルボス（DDVP）										
フェノフカルブ（BPMC）										
イプロベンホス（IBP）										
クロロニトロフェン（CNP）										
トルエン										
キシレン										
フタル酸ジエチルヘキシル										
ニッケル										
モリブデン										
アンチモン										
塩化ビニルモノマー										
エピクロロヒドリン										
全マンガン										
ウラン										
PFOS及びPFOA										
保 水 全 生 物 項 目	クロロホルム【再掲】									
	フェノール									
	ホルムアルデヒド									
	4-tert-オクチルフェノール									
	アニリン									
そ の 他	特 殊 項 目	2,4-ジクロロフェノール								
		n-ヘキサン抽出物質								
		フェノール類								
		銅								
		溶解性鉄								
	そ の 他 項 目	溶解性マンガン								
		クロム								
		陰イオン界面活性剤								
		アンモニア性窒素	4							
		塩化物イオン	4		4		4			
		濁度								
		クロロフィルa								
		全有機炭素								
		溶存態全有機炭素								
		溶解性COD								
		溶解性窒素								
		りん酸遊りん								
		透視度	4	4	12	12	12	12	7	
		ふん便性大腸菌群数								
プレチラクロール										
担 当 機 関		長野県 （木曽地域 振興局）	長野県 （木曽地域 振興局）	長野県 （諏訪地域 振興局）	長野県 （南信州地 域振興局）	長野県 （北777 2地 域振興局）	長野県 （北777 2地 域振興局）	長野県 （北信地域 振興局）		
備 考		委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託 5～11月		

イ 湖沼

地 点 番 号		80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
湖 沼 名		猪名湖	女神湖	大座法師池	丸 池	琵琶池	みどり湖	美鈴湖	青木湖	中綱湖	木崎湖	
測 定 地 点 名		流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	流出部	湖 心	流出部
市 町 村		小海町	立科町	長野市	山ノ内町	山ノ内町	塩尻市	松本市	大町市	大町市	大町市	大町市
環 境 基 準 点	BOD等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	水生生物保全項目	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
環 境 基 準 類 型	BOD等	AⅠ	AⅡ	AⅡ	AⅠ	AⅠ	AⅡ	AⅡ	AⅡⅠⅠ	AⅡⅠⅠ	AⅡⅠⅠ	AⅡⅠⅠ
	水生生物保全項目	湖沼生物AⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物BⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物BⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物AⅠ	湖沼生物AⅠ
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	気温、水温	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	流量										16	
	全水深										16	
環 境 基 準 項 目	透明度										16	
	pH	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	BOD											
	COD	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	SS	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	DO	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	大腸菌数	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	全窒素	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	全燐	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	全亜鉛	3	3	4	3	3	4	3	4	4	4	4
	ノニルフェノール	3	3	4	3	3	4	3	4	4	4	4
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	3	3	4	3	3	4	3	4	4	4	4
	カドミウム	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
	全シアン	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
	鉛	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
	六価クロム	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
	砒素	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
	総水銀	3	3	1	3	3	4	1	4	4	4	4
	アルキル水銀											
	PCB											
	ジクロロメタン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	四塩化炭素	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
要 監 視 項 目	1,2-ジクロロエタン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	1,1-ジクロロエチレン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	シス-1,2-ジクロロエチレン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	1,1,2-トリクロロエタン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	トリクロロエチレン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	テトラクロロエチレン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	1,3-ジクロロプロペン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	チウラム	3	3	1	3	3	3	1	3	3		3
	シマジン	3	3	1	3	3	3	1	3	3		3
	チオベンカルブ	3	3	1	3	3	3	1	3	3		3
	ベンゼン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	セレン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	9	1	8	8	12	1	12	12	16	12
	ふっ素	3	3	1	3	3	4	1	12	12	16	12
	ほう素	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	1,4-ジオキサン	3	3	1	3	3	4	1	4	4		4
	クロロホルム	1	1		1	1	1		1	1		1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1		1	1	1		1	1		1
	1,2-ジクロロプロパン	1	1		1	1	1		1	1		1
	p-ジクロロベンゼン	1	1		1	1	1		1	1		1
環 境 基 準 項 目	イソキサチオン											
	ダイアジノン											
	フェントロチオン (MEP)											
	イソプロチオラン											
	オキシ銅 (有機銅)											
	クロロタロニル (TPN)											
	プロピザミド											
	EPN											
	ジクロロボス (DDVP)											
	フェノプロカルブ (BPMC)											
	イブペンホス (IBP)											
	クロルニトロフェン (CNP)											
	トルエン	1	1		1	1	1		1	1		1
	キシレン	1	1		1	1	1		1	1		1
	フタル酸ジエチルヘキシル											
	ニッケル	1	1		1	1	1		1	1		1
	モリブデン											
	アンチモン											
	塩化ビニルモノマー											
	エビクロヒドリ											
	全マンガン	1	1		1	1	1		1	1		1
	ウラン	1	1		1	1	1		1	1		1
要 監 視 項 目	PFOA及びPFOS			1								
	クロロホルム【再掲】	1	1		1	1	1		1	1		1
	フェノール											
	ホルムアルデヒド	1	1		1	1	1		1	1		1
	4-tert-ブチルフェノール											
	アニリン											
	2,4-ジクロロフェノール											
	n-ヘキサン抽出物質											
	フェノール類											
	銅											
	溶解性鉄											
	溶解性マンガン											
	クロム											
	陰イオン界面活性剤											
	アンモニア性窒素						12		12	12	16	12
	塩化物イオン	3	3		3	3	12		12	12	16	12
	濁度	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	クロロフィルa											
	全有機炭素											
	溶解性COD			12			12		12	12	16	12
	溶解性窒素						12		12	12	16	12
	りん酸りん						12		12	12	16	12
	透視度	9	9	12	8	8	12	8	12	12	16	12
	ふん便性大腸菌群数	3	3		3		4				3	
	プレチラクロール											
担 当 機 関		長野県 (佐久地域振興局)	長野県 (佐久地域振興局)	長野市	長野県 (北信地域振興局)	長野県 (北信地域振興局)	長野県 (松本地域振興局)	松本市	長野県 (北787 A地域振興局)	長野県 (北787 A地域振興局)	長野県 (北787 A地域振興局)	長野県 (北787 A地域振興局)
備 考		委託 4～12月	委託 4～12月		委託 5～12月	委託 5～12月	委託	4～11月	委託	委託	4～11月 委託	委託

※1 水生生物保全項目 (環境基準)

※2 水生生物保全項目 (要監視)

地 点 番 号		91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
湖 沼 名		諏訪湖			白樺湖		夢科湖	野尻湖			味噌川ダム
測 定 地 点 名		湖 心	初島西	塚間川沖 200m	流出部	流出部	水 穴	弁天島西	湖 心	金山	貯水池内 基準地点
市 町 村			諏訪市	岡谷市	茅野市	茅野市	信濃町	信濃町	信濃町	信濃町	木祖村
環 境 基 準 点	BOD等	○	○	○	○	○		○	○		○
	水生生物保全項目	○	○	○	○	○		○	○	○	○
環 境 基 準 類 型	BOD等	AⅡⅣロ	AⅡⅣロ	AⅡⅣロ	Aロ	AⅡ	AⅡⅠロ	AⅡⅠロ	AⅡⅠロ	AⅡⅠロ	AⅡⅡ
	水生生物保全項目	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	—	湖沼生物AⅡ	湖沼生物AⅡ	湖沼生物特BⅡ	湖沼生物AⅡ
一 般 項 目	天候、流況、臭気、色相	48	48	48	12	12	12	24	24	4	36
	気温、水温	48	48	48	12	12	12	24	24	4	36
	流量										
	全水深	24	24	24			12	24	24	4	12
環 境 基 準 項 目	透明度	24	24	24			12	24	24	4	12
	pH	48	48	48	12	12	12	24	24		36
	BOD	24	12	12			12	12	12		36
	COD	48	48	48	12	12	12	24	24		36
環 境 基 準 項 目	SS	48	48	48	12	12	12	24	24		36
	DO	48	48	48	12	12	12	24	24		36
	大腸菌数	48	48	48	12	12	12	24	24		36
	全窒素	24	24	24	12	12	12	24	24		36
環 境 基 準 項 目	全燐	24	24	24	12	12	12	24	24		36
	全亜鉛	8	4	4	4	4		4	8	4	12
	ノニルフェノール	8	4	4	4	4		4	8	4	12
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	8	4	4	4	4		4	8	4	12
環 境 基 準 項 目	カドミウム	8	4	4	4	4			4		1
	全シアン	8	4	4	4	4			4		1
	鉛	8	4	4	4	4			4		1
	六価クロム	8	4	4	4	4			4		1
環 境 基 準 項 目	砒素	16	4	4	4	12			4		1
	総水銀	8	4	4	4	4			4		1
	アルキル水銀										1
	PCB	8									
環 境 基 準 項 目	ジクロロメタン	8	4	4	4	4			4		1
	四塩化炭素	8	4	4	4	4			4		1
	1,2-ジクロロエタン	8	4	4	4	4			4		1
	1,1-ジクロロエチレン	8	4	4	4	4			4		1
環 境 基 準 項 目	シス-1,2-ジクロロエチレン	8	4	4	4	4			4		1
	1,1,1-トリクロロエタン	8	4	4	4	4			4		1
	1,1,2-トリクロロエタン	8	4	4	4	4			4		1
	トリクロロエチレン	8	4	4	4	4			4		1
環 境 基 準 項 目	テトラクロロエチレン	8	4	4	4	4			4		1
	1,3-ジクロロプロペン	8	4	4	4	4			4		1
	チウラム	6	3	3	3	3			3		1
	シマジン	6	3	3	3	3			3		1
環 境 基 準 項 目	チオベンカルブ	6	3	3	3	3			3		1
	ベンゼン	8	4	4	4	4			4		1
	セレン	8	4	4	4	4			4		1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	24	4	4	12	12			24		36
環 境 基 準 項 目	ふっ素	24	4	4	4	4			24		1
	ほう素	8	4	4	4	4			4		1
	1,4-ジオキサン	8	4	4	4	4			4		1
	クロホルム	1			1	1			1		
環 境 基 準 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1			1	1			1		
	1,2-ジクロロプロパン	1			1	1			1		
	p-ジクロロベンゼン	1			1	1			1		
	イソキサチオン										
環 境 基 準 項 目	ダイアジノン										
	フェントロチオン (MEP)										
	イソプロチオラン										
	オキシン銅 (有機銅)										
環 境 基 準 項 目	クロロタロニル (TPN)										
	プロピザミド										
	EPN										
	ジクロロボス (DDVP)										
環 境 基 準 項 目	フェノプロカルブ (BPMC)										
	イソプロベンホス (IBP)										
	クロルニトロフェン (CNP)										
	トルエン	1			1	1			1		
環 境 基 準 項 目	キシレン	1			1	1			1		
	フタル酸ジエチルヘキシル										
	ニッケル	1			1	1			1		
	モリブデン										
環 境 基 準 項 目	アンチモン										
	塩化ビニルモノマー										
	エビクロロヒドリン										
	全マンガン	24			1	1			1		
環 境 基 準 項 目	ウラン	1			1	1			1		
	PFOA及びPFOS										
	クロホルム【再掲】	1			1	1			1		
	フェノール										
環 境 基 準 項 目	ホルムアルデヒド	1			1	1			1		
	4-tert-ブチルフェノール										
	アニリン										
	2,4-ジクロロフェノール										
環 境 基 準 項 目	n-ヘキサン抽出物質										
	フェノール類										
	銅										
	溶解性鉄										
環 境 基 準 項 目	溶解性マンガン	24									
	クロム										
	陰イオン界面活性剤										
	アンモニア性窒素	24			12	12			24		36
環 境 基 準 項 目	塩化物イオン	24	4	4	4	4			24		
	濁度										36
	クロロフィルa	24	12	12	12	12			24		36
	全有機炭素	24	12	12					24		
環 境 基 準 項 目	溶解性COD	48			12	12			24		
	溶解性窒素	24			12	12			24		
	りん酸りん	24			12	12			24		
	透視度	48	48	48	12	12					
環 境 基 準 項 目	ふん便性大腸菌群数	6	6	6	4	4			4		
	プレチラクロール										
担 当 機 関		長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (諏訪地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	長野県 (長野地域 振興局)	水資源機構
備 考					委託	委託	委託	委託	委託	委託	

※1 水生生物保全項目（環境基準）

※2 水生生物保全項目（要監視）

令和 7 年度地下水質測定計画

1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定により、長野県の区域に属する地下水の水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 調査区分

（1）概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、次により水質測定を実施する。

ア 長野県

県内を約 5 km のメッシュ（日本産業規格（以下「JIS」という。）X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 2 等分した区域）に区分し、各メッシュ毎に 1 井戸を調査する。なお、過去の調査で汚染状況が十分に把握できていると判断されているメッシュは調査対象から除くこととする。

また、汚染の可能性が高い地域及び汚染による利水影響が大きいと考えられる地域を「重点地域」とし、複数井戸若しくは複数年の調査を実施する。

イ 長野市

長野市内を約 2.5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 4 等分した区域）に区分し、さらにメッシュを工場の立地や地下水の使用状況、人口密度を勘案して市街地メッシュ、中山間地メッシュ、山岳地メッシュに分ける。次に市街地メッシュは 1 メッシュを 1 ユニット、中山間地は 4 メッシュを 1 ユニットとして、32 ユニットに組み合わせる。なお、集落がほとんどない山岳地については選定メッシュから除く。さらに 4 ユニートを 1 ブロックとして 8 ブロックに組み合わせ、各ブロックから 2 ユニートを選り、各ユニット毎に 1 井戸を調査対象とする。

上記の方法によって選定された市内 56 地点の井戸を毎年 8 地点実施し、7 年で 56 地点を 1 巡らせ、市内の地下水状況を監視する。

ウ 松本市

○概況調査 1

松本市内を約 5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 2 等分した区域）で区切り、そのメッシュごとに 1 井戸を選定し、ローリング方式により市内の状況を把握する。

○概況調査 2

松本市内を約 2.5 km のメッシュ（JIS X0410 の 3.1 に定める第 2 次地域区画を経線方向及び緯線方向に 4 等分した区域）で区切り、そのメッシュごとに 1 井戸を選定し、ローリング方式により市内の状況を把握する。

（２）汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者からの報告等により、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号。以下「環境基準」という。）を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するため、判明後速やかに周辺井戸の水質測定を実施する。

（３）継続監視調査

これまでに判明した汚染地域について継続的に監視を行うため、水質測定を実施する。

なお、調査対象地域で行っている全ての継続監視調査対象項目の測定結果が、2 年間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した場合は、次年度から継続監視調査を終了することができる。

4 調査方法

(1) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

項 目		県	長野市	松本市
環境基準項目	カドミウム	○	○	
	全シアン	○	○	
	鉛	○	○	○
	六価クロム	○	○	○
	砒素	○	○	○
	総水銀	○	○	○
	アルキル水銀	○	○	○
	PCB	○	○	
	ジクロロメタン	○	○	○
	四塩化炭素	○	○	
	クロロエチレン	○	○	
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,2-ジクロロエチレン	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	
	トリクロロエチレン	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	○	○	
	チウラム	○	○	
	シマジン	○	○	
	チオベンカルブ	○	○	
	ベンゼン	○	○	
	セレン	○	○	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○
	ふっ素	○	○	○
	ほう素	○	○	○
	1,4-ジオキサン	○	○	
要監視項目	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		○	
測定頻度		1回／年	2回／年	1回／年

イ 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 測定項目

汚染が判明している項目又は汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物のうち環境基準項目

(イ) 測定頻度

汚染判明後速やかに実施する。

ウ 継続監視調査

(ア) 測定項目

当該地域において汚染が判明している項目。

ただし、揮発性有機化合物についてはそれらの分解生成物を考慮し、次表の項目を測定する。

項 目		県	長野市
環境基準項目	ジクロロメタン		○
	四塩化炭素		○
	クロロエチレン	○	○
	1,2-ジクロロエタン		○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○
	1,2-ジクロロエチレン	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン		○
	トリクロロエチレン	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○
	1,3-ジクロロプロペン		○
	ベンゼン		○
	1,4-ジオキサン		○
要監視項目	クロロホルム		○
	1,2-ジクロロプロパン		○
	p-ジクロロベンゼン		○
	トルエン		○
	キシレン		○

(イ) 測定頻度

1～2回／年

(2) 調査担当機関・分析担当機関

ア 長野県

調査担当機関は、測定対象井戸の所在地を所管する地域振興局環境担当課とする。
分析担当機関は、民間委託とする。

イ 長野市及び松本市

調査担当機関及び分析担当機関は、それぞれ測定対象井戸の所在地を所管する市とする。

(3) 測定方法

ア 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
環境基準項目	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4
	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示 ^{※1} 付表1
	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
	六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。) ※2
	砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示 ^{※1} 付表2
	アルキル水銀 ^{※3}	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 ^{※1} 付表3
	PCB	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 ^{※1} 付表4
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	クロロエチレン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示 ^{※1} 付表5
	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示 ^{※1} 付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示 ^{※1} 付表6の第1又は第2
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
	硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
	亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又はJIS K0102の34.1.c) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示 ^{※1} 付表7に掲げる方法
	ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示 ^{※1} 付表8
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
	4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

※1 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)

※2 ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

イ 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知

最終改正 令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号)

要監視項目	測定項目	要監視項目 指針値	報告下限値	測定方法
要監視項目	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※ ¹ 付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	EPN	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
	ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4 若しくは通知1付表5
	モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4 若しくは通知1付表5
	アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2※ ² 付表5の第1、第2又は第3
	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004mg/L	通知2付表2
	全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5 (必要に応じ試料を希釈)
	ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	0.3 ng/L	通知3※ ³ 付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
(平成5年4月28日環水規第121号 平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」
(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

※3 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」
(令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号)

なお、ア及びイの測定方法について、日本産業規格 JIS K 0102 が JIS K 0101 と統合したことに伴い、所要の告示の改正がされる見込みです。告示が改正された場合は、改正後の告示により、測定を実施するものとします。

5 調査結果の報告等

(1) 調査結果の報告

ア 長野県

分析担当機関は、本計画に基づく調査結果を、別に定める様式により、結果が判明し次第速やかに調査担当機関及び水大気環境課に報告する。

イ 長野市及び松本市

調査担当機関は、本計画に基づく調査結果を、別に定める様式により、調査した月の翌月末までに水大気環境課に報告する。

(2) 調査結果の記載方法等

ア 報告下限値

報告下限値は、「4－(3) 測定方法」の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「 <0.005 」）とする。

イ 桁数

(ア) 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(イ) 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

(ウ) 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記(ア)及び(イ)の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

ウ 平均値の計算

(ア) 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

(イ) 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

6 調査結果の公表

(1) 環境基準の超過があった場合

調査担当機関は、概況調査において地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合は、速やかに井戸の所有者、関係機関等への通知及び当該事案の公表について検討するとともに、汚染井戸周辺地区調査を実施し、汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に努める。

(2) その他

水大気環境課は、令和7年度の調査結果をとりまとめの上、翌年度の6月末を目途に公表する。

7 調査地点

(1) 調査地点数

ア 概況調査

調査区分	調査地点数			
	長野県	長野市	松本市	計
概況調査	26	8	概況 1 : 2 概況 2 : 11	47

イ 継続監視調査（再度汚染井戸周辺地区調査を含む）

調査区分	調査地点数			
	長野県	長野市	松本市	計
鉛	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
六価クロム	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
砒素	1 (2)	1 (1)	0 (0)	2 (3)
揮発性有機化合物	13 (27)	9 (9)	0 (0)	22 (36)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19 (37)	0 (0)	4 (4)	23 (41)
ふっ素	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (3)
ほう素	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
計	36 (71)	9 (9)	6 (6)	51 (86)

※ 括弧内は測定井戸数

※ 測定地点・井戸には調査区分間で重複あり。

(2) 調査地点一覧

ア 概況調査 (47 地点)

(ア) 長野県 (26 地点)

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号	井戸深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	測定 回数
7K-G-1	324-0040-000500	御代田町面替	5438-34-Ac	不明	不明	不明	1
7K-G-2	219-0020-001100	東御市和	5438-42-Bc	60.0	深井戸	生活用水	1
7K-G-3	219-0020-001200	東御市和	5438-42-Bc	2.0	浅井戸	生活用水	1
7K-G-4	219-0020-001300	東御市和	5438-42-Bc	5.0	浅井戸	その他	1
7K-G-5	362-0040-002000	富士見町富士見	5338-61-Bb	30.0	深井戸	生活用水	1
7K-G-6	362-0030-001000	富士見町境	5338-62-Ad	50.0	深井戸	一般飲用	1
7K-G-7	362-0040-002100	富士見町富士見	5338-71-Dc	60.0	深井戸	工業用水	1
7K-G-8	362-0010-000200	富士見町乙事	5338-72-Cc	8.0	浅井戸	農業用水	1
7K-G-9	386-0020-000900	中川村片桐	5337-37-Ab	3.5	浅井戸	一般飲用	1
7K-G-10	386-0010-000600	中川村大草	5337-37-Bc	NA	深井戸	生活用水	1
7K-G-11	386-0020-001000	中川村片桐	5337-37-Cb	0.0	不明	一般飲用	1
7K-G-12	386-0010-000700	中川村大草	5337-37-Db	0.0	不明	一般飲用	1
7K-G-13	205-0240-000300	飯田市北方	5337-26-Cd	NA	不明	生活用水	1
7K-G-14	220-0010-000900	安曇野市豊科南穂高	5437-37-Ad	15.0	不明	一般飲用	1
7K-G-15	220-0060-004000	安曇野市穂高有明	5437-46-Bd	NA	不明	一般飲用	1
7K-G-16	220-0060-004100	安曇野市穂高有明	5437-46-Dd	63.0	不明	一般飲用	1
7K-G-17	220-0200-000200	安曇野市明科南陸郷	5437-47-Ad	5.0	不明	一般飲用	1
7K-G-18	220-0070-000400	安曇野市穂高北穂高	5437-47-Cc	20.0	不明	一般飲用	1
7K-G-19	486-0020-000100	小谷村千国乙	5537-17-Ca	200.0	深井戸	一般飲用	1
7K-G-20	588-0030-000200	小川村瀬戸川	5437-77-Ba	2.0	浅井戸	生活用水	1
7K-G-21	588-0040-001000	小川村高府	5437-77-Db	不明	不明	生活用水	1
7K-G-22	541-0070-000400	小布施町都住	5538-02-Bc	135.0	深井戸	工業用水	1
7K-G-23	541-0020-000400	小布施町小布施	5538-02-Cb	55.0	深井戸	その他	1
7K-G-24	541-0080-000100	小布施町中松	5538-02-Da	60.0	深井戸	その他	1
7K-G-25	211-0300-000100	中野市間山	5538-03-Ac	2.0	浅井戸	その他	1
7K-G-26	211-0310-000100	中野市間長瀬	5538-12-Db	不明	不明	農業用水	1

(イ) 長野市 (8 地点)

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号	井戸深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	測定 回数
7N-G-1	201-0870-000600	長野市赤沼	5538-02-Ca	不明	浅井戸	生活用水	2
7N-G-2	201-0200-000400	長野市川中島町上氷鮑	5438-71-Cb	不明	不明	一般飲用	2
7N-G-3	201-1240-000100	長野市平林	5438-71-Ba	不明	浅井戸	生活用水	2
7N-G-4	201-1170-000100	長野市七二会甲	5438-70-Da	10	不明	生活用水	2
7N-G-5	201-0530-000300	長野市松代町大室	5438-71-Dc	不明	浅井戸	生活用水	2
7N-G-6	201-1080-000200	長野市上ヶ屋	5538-01-Ac	不明	不明	一般飲用	2
7N-G-7	201-0900-000600	長野市若穂川田	5438-71-Db	不明	不明	工業用水	2
7N-G-8	201-5610-000400	長野市鬼無里	5538-00-Cc	1.5	浅井戸	生活用水	2

(ウ) 松本市 (13 地点)

a 概況調査 1

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号	井戸深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	測定 回数
7M-G1-1	202-5200-000600	松本市安曇	5437-26-C	0	不明	生活用水	1
7M-G1-2	202-5400-000400	松本市波田	5437-26-D	27.5	不明	工業用水	1

b 概況調査 2

調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号	井戸深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	測定 回数
7M-G2-1	202-0500-000100	松本市入山辺	5438-20-Ac	5	浅井戸	生活用水	1
7M-G2-2	202-0130-003100	松本市島内	5434-37-Dc	50	深井戸	工業用水	1
7M-G2-3	202-0870-000100	松本市原	5437-37-Dd	不明	不明	一般飲用	1
7M-G2-4	202-0130-003200	松本市島内	5437-27-Ab	30	深井戸	その他	1
7M-G2-5	202-5630-000200	松本市梓川倭	5437-27-Ac	125	深井戸	一般飲用	1
7M-G2-6	202-0060-001500	松本市中央	5437-27-Bb	20	不明	その他	1
7M-G2-7	202-0210-001100	松本市和田	5437-27-Ca	60	深井戸	その他	1
7M-G2-8	202-0120-000800	松本市笹賀	5437-27-Cb	54	深井戸	工業用水	1
7M-G2-9	202-0220-001700	松本市今井	5437-27-Cd	130	深井戸	工業用水	1
7M-G2-10	202-0600-000200	松本市野溝東	5437-27-Da	50	深井戸	生活用水	1
7M-G2-11	202-0690-000400	松本市内田	5437-17-Bb	不明	不明	生活用水	1

イ 継続監視調査（再度汚染井戸周辺地区調査を含む）（50 地点 85 井戸）
 (ア) 長野県（36 地点 71 井戸）

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
小諸市八満	発端	7K-T-01	208-0150-000100	小諸市八満	5438-33-Ba	3.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	7K-T-02	208-0160-000100	小諸市塩野	5438-33-Bb	3.0	浅井戸	その他	継続					1		
小諸市山浦	発端代替	7K-T-03	208-0130-000300	小諸市山浦	5438-33-Ad	不明	浅井戸	一般飲用	継続					1		
	周辺	7K-T-04	208-0130-000500	小諸市山浦	5438-33-Ab	NA	不明	その他	継続					1		
佐久市太田部	発端代替	7K-T-05	217-0380-900300	佐久市平賀	5438-23-Bd	不明	不明	一般飲用	継続					1		
	周辺	7K-T-06	217-0270-000200	佐久市太田部	5438-23-Bd	不明	浅井戸	一般飲用	継続					1		
佐久市長土呂	発端	7K-T-07	217-0090-000600	佐久市長土呂	5438-33-Da	10.0	浅井戸	一般飲用	継続					1		
	周辺	7K-T-08	217-0090-002100	佐久市長土呂	5438-33-Da	不明	不明	生活用水	継続					1		
小諸市耳取	発端	7K-T-09	208-0120-000600	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	7K-T-10	208-0120-000300	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	不明	生活用水	継続					1		
	周辺	7K-T-11	208 0120 000200	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	深井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	7K-T-12	208 0120 000700	小諸市耳取	5438-33-Cb	不明	不明	生活用水	継続					1		
上田市上室賀	発端	7K-T-13	203-0270-000200	上田市上室賀	5438-41-Aa	NA	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	7K-T-14	203-0270-000300	上田市上室賀	5438-41-Aa	NA	浅井戸	その他	継続					1		
上田市本郷	発端	7K-T-15	203-0170-000100	上田市本郷	5438-41-Da	8.0	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	7K-T-16	203-0170-000300	上田市本郷	5438-41-Da	NA	浅井戸	その他	継続					1		
上田市真田町本原	発端	7K-T-17	203-2030-000200	上田市真田町本原	5438-52-Cd	NA	浅井戸	その他	継続					1		
	周辺	7K-T-18	203-2030-000600	上田市真田町本原	5438-52-Dc	NA	不明	その他	継続					1		
上田市国分	発端	7K-T-19	203-0010-000100	上田市国分	5438-42-Ac	9.0	浅井戸	生活用水	継続				1			
	周辺	7K-T-20	203-0260-000100	上田市踏入	5438-42-A	NA	不明	生活用水	継続				1			
青木村田沢	発端	7K-T-21	349-0030-000100	青木村田沢	5438-40-Db	NA	不明	生活用水	継続	1						
	周辺	7K-T-22	349-0030-000200	青木村田沢	5438-40-Db	NA	不明	その他	継続	1						
東御市和	発端	7K-T-23	219-0020-000500	東御市和	5438-42-Bc	2.0	浅井戸	その他	継続				1			
	周辺	7K-T-24	219-0020-001000	東御市和	5438-42-Bc	NA	不明	生活用水	継続				1			
東御市加沢	発端	7K-T-25	219-0010-000100	東御市加沢	5438-42-Dd	NA	不明	工業用水	継続				1			
	周辺	7K-T-26	219-0010-000500	東御市加沢	5438-42-Dd	NA	不明	その他	継続				1			
岡谷市川岸上	発端	7K-T-27	204-0100-000100	岡谷市川岸上	5438-00-Ac	6.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周辺	7K-T-28	204-0100-901500	岡谷市川岸上	5438-00-Ac	NA	不明	生活用水	継続					1		
岡谷市郷田	発端	7K-T-29	204-0200-900100	岡谷市郷田	5438-00-Ab	26.0	深井戸	生活用水	継続				1			
	周辺	7K-T-30	204-0160-900100	岡谷市加茂町	5438-00-Ab	75.0	深井戸	生活用水	継続				1			
岡谷市湊	発端	7K-T-31	204-0040-900900	岡谷市湊	5438-00-Ad	4.0	不明	生活用水	継続				1			
岡谷市天竜町	発端	7K-T-32	204-0020-900200	岡谷市天竜町	5438-00-Ad	8.0	不明	生活用水	継続				1			
	周辺	7K-T-33	204-0280-900200	岡谷市中央町	5438-00-Ad	不明	不明	その他	継続				1			
岡谷市大栄町	発端	7K-T-34	204-0190-900100	岡谷市大栄町	5438-00-Ab	70.0	不明	工業用水	継続				1			
	周辺	7K-T-35	204-0030-900100	岡谷市東銀座	5438-00-Ab	18.0	不明	工業用水	継続				1			

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・周 辺の別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
伊那市美篋	発 端	7K-T-36	209-0010-000700	伊那市美篋	5338-60-Cc	7.0	不 明	生活用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-37	209-0010-000800	伊那市美篋	5338-60-Cc	4.0	不 明	一般飲用	継続				1			
伊那市小沢	発 端	7K-T-38	209-1030-000700	伊那市小沢	5337-67-Cd	38.5	不 明	生活用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-39	209-1030-000600	伊那市小沢	5337-67-Cd	3.0	不 明	生活用水	継続				1			
伊那市手良沢岡	発端代替	7K-T-40	209-0120-000500	伊那市手良沢岡	5338-60-Ac	0.0	不 明	生活用水	継続					1		
	周 辺	7K-T-41	209-0120-900200	伊那市手良沢岡	5338-60-Ca	6.0	不 明	生活用水	継続					1		
駒ヶ根市赤穂	発 端	7K-T-42	210-0090-008500	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Bc	50.0	不 明	生活用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-43	210-0090-008600	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Bc	44.0	不 明	生活用水	継続				1			
駒ヶ根市赤穂	発 端	7K-T-44	210-0090-009000	駒ヶ根市赤穂	5337-47-Ab	N A	不 明	生活用水	継続					1		
辰野町伊那富	発 端	7K-T-45	382-0020-003100	辰野町伊那富	5337-77-Bd	N A	不 明	工業用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-46	382-0020-003701	辰野町伊那富	5337-77-Bd	103.0	深井戸	工業用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-47	382-0020-003702	辰野町伊那富	5337-77-Bd	100.0	深井戸	工業用水	継続				1			
箕輪町福与	発 端	7K-T-48	383-0040-000800	箕輪町福与	5338-60-Ac	6.0	不明	生活用水	継続					1		
	周 辺	7K-T-49	383-0040-000300	箕輪町福与	5338-60-Ac	4.0	不明	生活用水	継続					1		
南箕輪村	発 端	7K-T-50	385-0010-000600	南箕輪村	5337-67-Ba	14.0	不明	生活用水	継続					1		
飯田市鼎西鼎	発 端	7K-T-51	205-0090-002600	飯田市鼎西鼎	5337-26-Dc	33.0	深井戸	生活用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-52	205-0090-002500	飯田市鼎西鼎	5337-26-Dc	N A	不 明	生活用水	継続				1			
阿南町新野	発 端	7K-T-53	404-0030-000300	阿南町新野	5237-75-Dd	5.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周 辺	7K-T-54	404-0030-001100	阿南町新野	5237-75-Dd	10.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
阿智村浪合	周 辺	7K-T-55	407-0100-000300	阿智村浪合	5337-05-Cd	60.0	深井戸	生活用水	継続						1	
喬木村	発 端	7K-T-56	415-0010-009100	喬木村	5337-26-Dd	32.0	深井戸	生活用水	継続					1		
	周 辺	7K-T-57	415-0010-009500	喬木村	5337-26-Dd	N A	不明	生活用水	継続					1		
塩尻市片丘	発端代替	7K-T-58	215-0120-000700	塩尻市片丘	5437-17-Bb	10~15	不明	生活用水	継続					1		
	周 辺	7K-T-59	215-0120-000500	塩尻市片丘	5437-17-Bb	4.0	不明	生活用水	継続					1		
須坂市小島	発 端	7K-T-60	207-0090-000400	須坂市小島	5538-02-Cd	70.0	不 明	その他	継続						1	
	周 辺	7K-T-61	207-0010-000300	須坂市小河原	5538-02-Cd	15.0	不 明	生活用水	継続						1	
須坂市日滝	発 端	7K-T-62	207-0080-000300	須坂市日滝	5538-02-Dc	100.0	深井戸	その他	継続					1		
千曲市土口	発 端	7K-T-63	218-0130-000200	千曲市土口	5438-61-Ad	5.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
	周 辺	7K-T-64	218-0130-000300	千曲市土口	5438-61-Ad	NA	不明	その他	継続					1		
坂城町中之条	発 端	7K-T-65	521-0050-900200	坂城町中之条	5438-51-Da	25.0	不明	その他	継続					1		
	周 辺	7K-T-66	521-0050-003700	坂城町中之条	5438-51-Da	55.0	深井戸	生活用水	継続					1		
中野市西条	発 端	7K-T-67	211-0120-000100	中野市西条	5538-02-Bb	7.0	不 明	生活用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-68	211-0120-000200	中野市西条	5538-02-Bb	15.0	不 明	生活用水	継続				1			
	周 辺	7K-T-69	211-0120-000300	中野市西条角割	5538-02-Bb	40.0	不 明	その他	継続				1			
中野市江部	発 端	7K-T-70	211-0270-000100	中野市江部	5538-02-Bb	30.0	不明	生活用水	継続			1				
	周 辺	7K-T-71	211-0270-000200	中野市江部	5538-02-Bb	40.0	深井戸	その他	継続			1				

(イ) 長野市 (9 地点 9 井戸)

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の 別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・ 周辺の 別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
長野市鶴賀緑町	発端	7N-T-1	201-0840-000700	長野市鶴賀緑町	5438-71-Ba	102	深井戸	生活用水	継続				1			
長野市南長野西 後町	発端	7N-T-2	201-0880-000300	長野市南長野西後町	5438-71-Ab	50	不明	工業用水	継続				1			
長野市南長野南 県町	発端	7N-T-3	201-1020-000200	長野市南長野南県町	5438-71-Ab	45	不明	生活用水	継続				1			
長野市南長野南 県町	発端	7N-T-4	201-1020-000300	長野市南長野南県町	5438-71-Ab	100	深井戸	工業用水	継続				1			
長野市石渡	発端	7N-T-5	201-1130-000100	長野市石渡	5438-71-Bb	不明	不明	生活用水	継続			1	1			
長野市南長野諏 訪町	発端	7N-T-6	201-1320-000100	長野市南長野諏訪町	5438-71-Ab	0	浅井戸	その他	継続				1			
長野市吉田	発端	7N-T-7	201-0680-000400	長野市吉田	5438-71-Bb	不明	不明	生活用水	継続				1			
長野市稲葉	発端	7N-T-8	201-0060-000100	長野市稲葉	5438-71-Bc	9	浅井戸	生活用水	継続				1			
長野市箱清水	周辺	7N-T-9	201-0090-000100	長野市箱清水	5438-71-Ba	不明	不明	生活用水	継続				1			

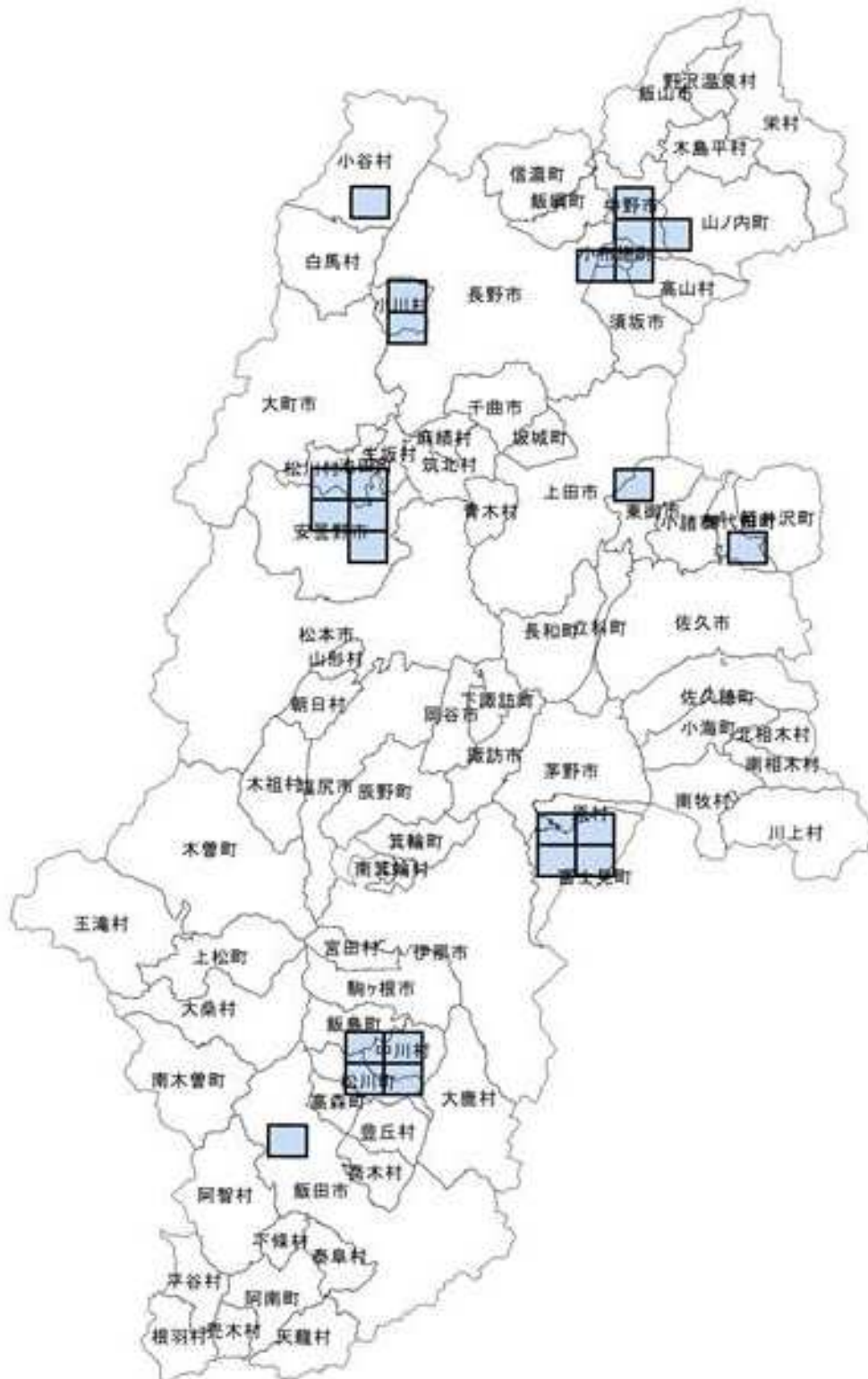
(ウ) 松本市 (6 地点 6 井戸)

調査地点	測定井戸					井戸 深度 (m)	浅・深 井戸の 別	用途	調査 区分	測定項目及び回数						
	発端・ 周辺の 別	調査番号	井戸コード	所在地	メッシュ 番号					鉛	六価 クロム	砒素	揮発性 有機化 合物	硝酸性 ・亜硝 酸性窒 素	ふっ素	ほう素
松本市空港東	発端	7M-T-1	202-0330-000100	松本市空港東	5437-17Ab	120.0	深井戸	その他	継続					1		
松本市稲倉	発端	7M-T-2	202-0320-000300	松本市稲倉	5437-37-Db	6.0	浅井戸	生活用水	継続					1		
松本市笹賀	発端	7M-T-3	202-0120-000400	松本市笹賀	5437-27-Cd	120.0	不明	工業用水	継続					1		
松本市神林	発端	7M-T-4	202-0280-000100	松本市神林	5437-27-Cd	60.0	不明	生活用水	継続					1		
松本市水汲	発端	7M-T-5	202-0310-000100	松本市水汲	5437-27-Dd	70.0	深井戸	生活用水	継続							1
松本市旭	発端	7M-T-6	202-0340-000300	松本市旭	5437-27-Dd	90.0	深井戸	生活用水	継続							1

(3) 地下水質測定実施地点図

ア 長野県

(ア) 概況調査 (約5km メッシュで実施)

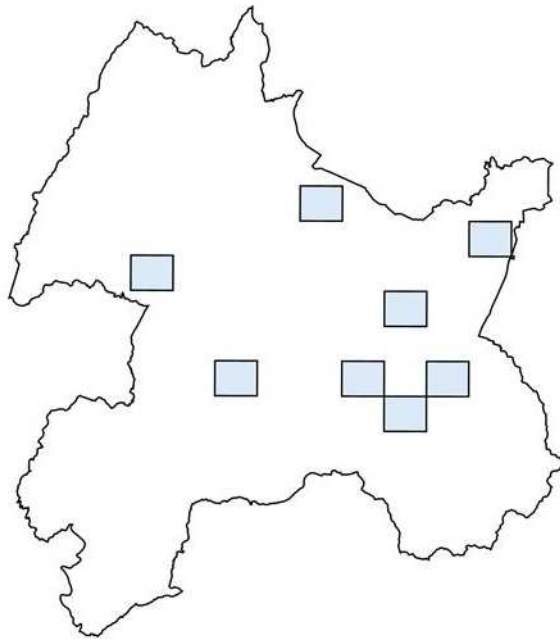


(イ) 継続監視調査

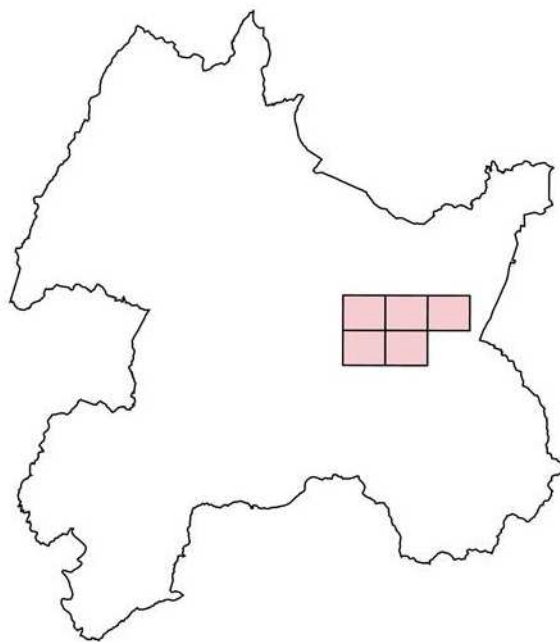


イ 長野市

(ア) 概況調査 (約 2.5km メッシュで実施)

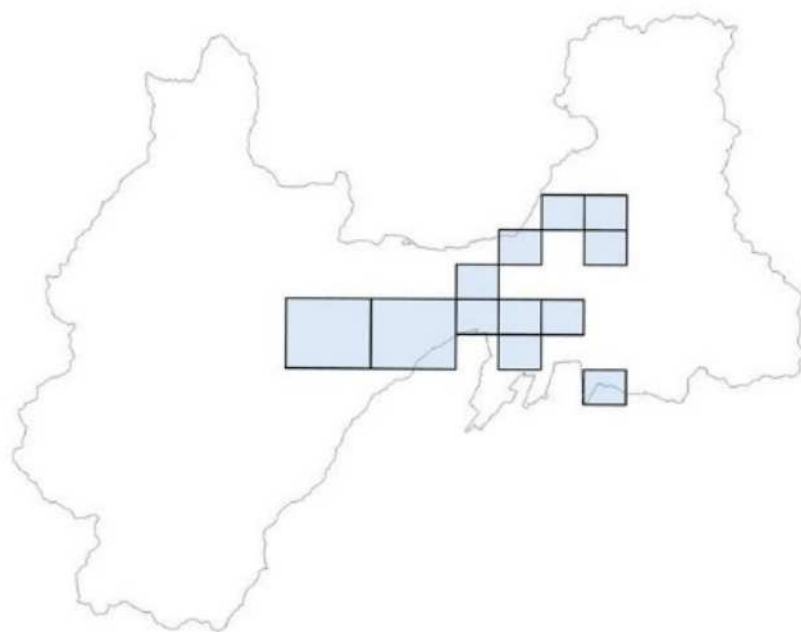


(イ) 継続監視調査

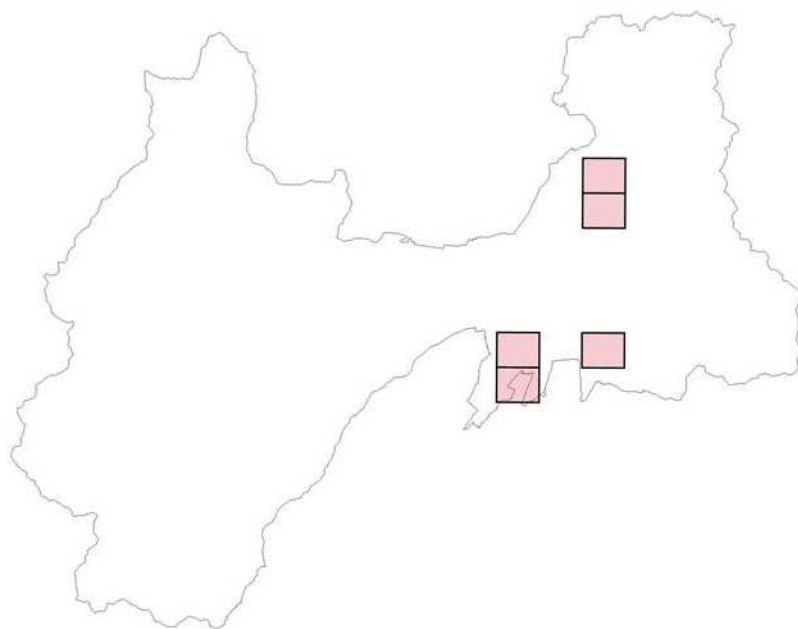


ウ 松本市

(ア) 概況調査（概況調査1は約5kmメッシュ、概況調査2は約2.5kmメッシュで実施）



(イ) 継続監視調査



Ⅲ 上流域河川水質調査

1 概要

長野県水環境保全条例及び第7次長野県水環境保全総合計画に基づき、ゴルフ場で使用されている農薬による水質汚濁が懸念される河川において水質測定を実施する。

2 測定頻度

6月から7月の間に各地点1回実施する。

3 測定河川数（地点数）、測定項目

下記及び46ページの一覧表のとおり。

測定地点については、従前の上流域河川水質調査及びゴルフ場経営者による排水口等の調査結果を勘案した上で、複数のゴルフ場が立地している等複合的な影響が想定される地点を選定している。

測定項目については、調査地点ごとに水質管理上注視すべき項目を選定している。

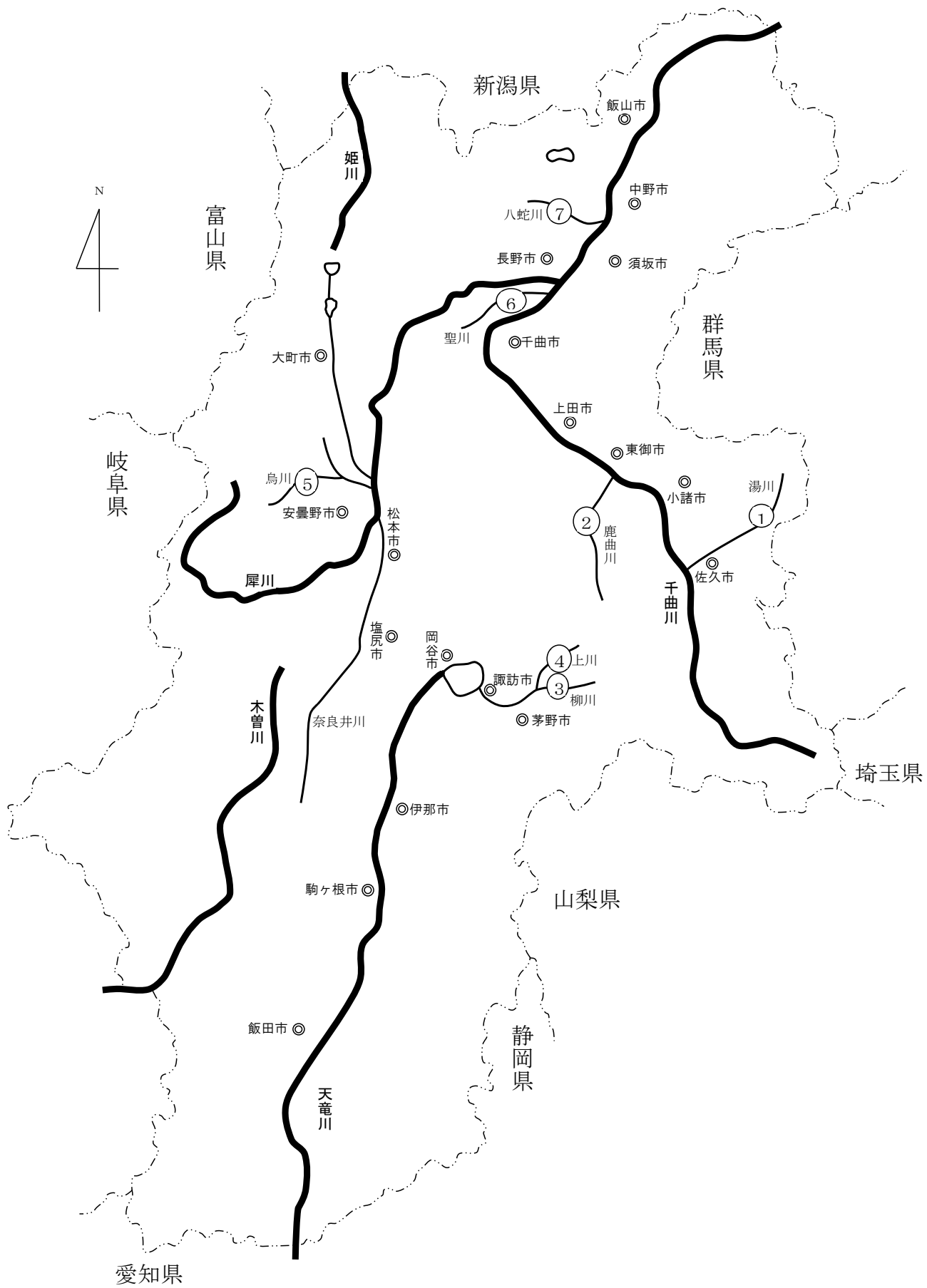
測定河川数 (地点数)	測定項目		
7河川 (7地点)	一般項目	6項目	天候、気温、水温、流量、透視度、pH
	農薬	30項目 (地点ごとに測定項目は異なる)	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩、アセタミプリド、アセフェート、アゾキシストロビン、イミダクロプリド、オキシニル銅（有機銅）、カフェンストロール、クミルロン、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、クロロタロニル（TPN）、ジチオピル、ジフェノコナゾール、ダイアジノン、チアメトキサム、チウラム、チオジカルブ、チフルザミド、テブコナゾール、トリネキサパックエチル、トルクロホスメチル、フェニトロチオン（MEP）、フェノブカルブ（BPMC）、フェリムゾン、プロジアミン、ペンシクロン、ペンディメタリン、ペンフルラリン、「メコプロップカリウム塩又はMCP Pカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCP Pジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩」、メプロニル

4 測定地点別測定項目

No		1	2	3	4	5	6	7	測定機関
上流域河川		湯川	鹿曲川	柳川	上川	烏川	聖川	八蛇川	
採水地点		軽井沢町茂沢	東御市玉の井	茅野市泉野	茅野市湖東	安曇野市西穂高	長野市信更	飯綱町牟礼	
一般項目	前日天候	1	1	1	1	1	1	1	(委託)
	天候	1	1	1	1	1	1	1	
	気温	1	1	1	1	1	1	1	
	水温	1	1	1	1	1	1	1	
	流量	1	1	1	1	1	1	1	
	透視度	1	1	1	1	1	1	1	
	pH	1	1	1	1	1	1	1	
農薬	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	1		1					諏訪湖環境研究センター
	アセタミプリド					1			
	アセフェート							1	
	アゾキシストロビン			1					
	イミダクロプリド			1					
	オキシ銅（有機銅）	1	1	1	1		1	1	
	カフェンストロール					1	1		
	クミルロン			1					
	クロチアニジン	1			1			1	
	クロラントラニプロール			1					
	クロロタロニル（TPN）		1	1	1	1	1	1	
	ジチオビル	1				1			
	ジフェノコナゾール				1				
	ダイアジノン		1						
	チアメトキサム				1			1	
	チウラム		1	1	1	1	1	1	
	チオジカルブ	1	1		1		1	1	
	チフルザミド					1		1	
	テブコナゾール	1			1	1			
	トリネキサバクエチル			1					
	トルクロホスメチル		1	1	1	1		1	
	フェニトロチオン（MEP）	1			1		1		
	フェノブカルブ（BPMC）		1				1	1	
	フェリムゾン				1				
	プロジアミン	1	1	1		1	1		
	ペンシクロン							1	
	ペンディメタリン	1							
	ペンフルラリン	1							
	メコプロップカリウム塩又はMCPPPカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPPジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩		1			1	1		
	メプロニル				1				
担当機関	地域振興局	佐久	上田	諏訪	諏訪	松本	長野	長野	
	採水機関	(委託)	(委託)	(委託)	(委託)	(委託)	(委託)	(委託)	
	地区	東信	東信	南信	南信	中信	北信	北信	
	備考								

※採水と一般項目の測定は、全地点で委託

5 上流域水質測定地点図



6 水質保全目標値、報告下限値及び測定方法

測定項目	水質保全目標値	報告下限値	測定方法
MC PAイソプロピルアミン塩及びMC PAナトリウム塩	0.0051 mg/L	0.0005 mg/L	通知1 ^{※1} 又は通知3 ^{※3} の別添20の2
アセタミプリド	0.0025 mg/L	0.00025 mg/L	通知1
アセフェート	0.0063 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
アゾキシストロビン	0.028 mg/L	0.0028 mg/L	通知1
イミダクロプリド	0.0019 mg/L	0.00019 mg/L	通知1
オキシシン銅（有機銅）	0.0018 mg/L	0.00018 mg/L	通知2 ^{※2} の付表2又は通知3の別添20
カフェンストロール	0.002 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添5
クミルロン	0.02 mg/L	0.002 mg/L	通知1
クロチアニジン	0.0028 mg/L	0.00028 mg/L	通知1
クロラントラニプロール	0.0029 mg/L	0.00029 mg/L	通知1
クロロタロニル（TPN）	0.008 mg/L	0.004 mg/L	通知2の付表1の第1又は通知3の別添20の2
ジチオピル	0.0095 mg/L	0.001 mg/L	通知1
ジフェノコナゾール	0.025 mg/L	0.0025 mg/L	通知1
ダイアジノン	0.000077 mg/L	0.00005 mg/L	通知1又は通知2の付表1の第1
チアメトキサム	0.0035 mg/L	0.00035 mg/L	通知1
チウラム	0.01 mg/L	0.0006 mg/L	告示 ^{※4} 付表5又は通知3の別添18
チオジカルブ	0.0027 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
チフルザミド	0.037 mg/L	0.0037 mg/L	通知1
テブコナゾール	0.077 mg/L	0.0077 mg/L	通知1
トリネキサパックエチル	0.015 mg/L	0.0015 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
トルクロホスメチル	0.093 mg/L	0.02 mg/L	通知1
フェニトロチオン（MEP）	0.0014 mg/L	0.0003 mg/L	通知1又は通知2の付表1の第1
フェノブカルブ（BPMC）	0.0019 mg/L	0.0005 mg/L	通知1又は通知2の付表1の第1
フェリムゾン	0.05 mg/L	0.005 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
プロジアミン	0.0046 mg/L	0.0005 mg/L	通知1
ペンシクロン	0.1 mg/L	0.01 mg/L	通知1
ペンディメタリン	0.014 mg/L	0.0014 mg/L	通知1
ベンフルラリン	0.0029 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
メコプロップカリウム塩又はMC P Pカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMC P Pジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.047 mg/L	0.0047 mg/L	通知1
メプロニル	0.1 mg/L	0.01 mg/L	通知1

※1 通知1：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日付環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）に記載の分析法（環境省ホームページ参照先 http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course/analysis.html）

※2 通知2：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質規制課長通知）

※3 通知3：水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課）

※4 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

7 採水方法等

採水については、次のとおりとする。

(1) 採水方法

試料は、河川から直接ガラスビンに採水するか、または、ステンレス、ガラスのカップ等を用いて採水する。ポリ容器は使用しない。

(2) 採水容器等

採水容器は分析担当機関が準備する。採水担当機関は指定の方法で採水を行う。

(3) 保存方法及び搬入方法

ア 試料は冷所保存とし、運搬にあたっては保冷容器等を用いる。

イ 試料の搬入は、宅配便を利用することができ、原則として採水当日に行う。

(4) 採水の日程

採水日程は、各採水担当機関及び分析担当機関の間で個別に調整する。

8 測定結果の報告等

(1) 測定結果の報告

採水機関は、測定結果（一般項目）を採水日から4日後17時までに、別途定める様式によりセンターに電子メールにより報告する。

センターは、一般項目及び農薬項目の測定結果を別途定める様式にとりまとめ、10月9日までに、水大気環境課及び地域振興局に電子メールにより報告する。

(2) 水質保全目標値超過の場合の取扱い

センターは、水質保全目標値の超過が判明した場合には速やかに水大気環境課及び採水地点を所管する地域振興局に報告する。地域振興局は報告を受け次第、関係機関協力のもとゴルフ場の農薬使用状況の追跡調査を行い、原因の究明に努める。

9 測定結果の公表

水大気環境課は年間の測定結果を取りまとめの上、長野県ホームページで公表する。

Ⅳ ダイオキシン類調査

1 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、長野県内の水質（水底の底質を含む）及び土壌について、ダイオキシン類の汚染の状況について調査を実施する。

2 測定期間

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 測定地点、測定頻度及び担当機関

対象	測定地点		担当機関
水 質 年 1 回 地点	千曲川	千曲橋（千曲市）	長野県
	木崎湖	木崎湖（湖心）	
	諏訪湖	諏訪湖（湖心）	
	裾花川	相生橋（中御所 岡田）	長野市
	鳥居川	鳥居橋（豊野町浅野）	
	大座法師池	湖心（上ヶ屋）	
	奈良井川	月見橋（大字島立）	松本市
底 質 年 1 回 地点	千曲川	千曲橋（千曲市）	長野県
	木崎湖	木崎湖（湖心）	
	諏訪湖	諏訪湖（湖心）	
	裾花川	裾花川（中御所 岡田）	長野市
	鳥居川	鳥居川（豊野町浅野）	
	大座法師池	大座法師池（上ヶ屋）	
	奈良井川	月見橋（大字島立）	松本市
地下水 年 1 回 地点	小諸市	相生坂公園	長野県
	千曲市	平和橋緑地公園	
	長野市	長野県庁	長野市
	松本市	芳川公園（小屋北 1）	松本市
土 壌 年 1 回 地点	小諸市	小諸高等学校	長野県
	諏訪市	高島公園	
	長野市	浅川西条団地運動広場（浅川西条）	長野市
		広徳中学校（稲里町）	
		篠ノ井西公園（篠ノ井布施五明）	
		東沖遊園地（若里）	
		七二会運動場※（七二会）	
	松本市	芳川公園（小屋北 1）	松本市

※固定発生源周辺状況把握調査

4 測定方法

水質調査（底質を除く）は日本産業規格K0312に定める方法、底質は「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和4年3月改定）、土壌調査は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和4年3月改定）による。

5 測定結果の報告

長野県以外の担当機関は、別に定める様式により水大気環境課に報告する。

6 測定結果の公表

水大気環境課は年間の測定結果を取りまとめのうえ公表する。

V その他の水質調査（水浴場水質調査）

1 概要

県内公共用水域のうち、主な水浴場及びその地域で遊泳を可能にしようとしている水域について、水浴場の水質判定基準への適合状況を把握する。

2 調査地点及び担当機関

水系名	河川・湖沼名	測定地点名	担当 地域振興局	測定機関
天竜川	和知野川	和知野川キャンプ場（天龍村）	南信州	受託業者
千曲川	木崎湖	木崎湖キャンプ場（大町市）	北アルプス	
関川	野尻湖	野尻湖神山国際村（信濃町）	長野	
諏訪湖	諏訪湖	湖心（表層）	諏訪	諏訪湖環境 研究センター
		初島西（表層）		
		塚間川沖 200m（表層）		

3 調査項目

ア pH イ COD ウ 大腸菌数 エ ふん便性大腸菌群数 オ 透明度
カ 油膜の有無 キ 一般項目（気温、水温、色相、臭気、流量（河川））

4 調査頻度

5月及び8月に各1日、午前(10時前後)、午後(14時前後)の1日2回調査を行う。

なお、調査は降雨時を避けて実施することとし、公共用水域水質常時監視に併せて実施することも可とする。

5 測定方法

公共用水域水質常時監視の各測定方法による。

6 測定結果報告等

（1）測定結果の報告

各測定機関は、結果を取りまとめ次第、速やかに下記の機関へ報告する。

ア センター：水大気環境課及び地域振興局

イ 受託者：水大気環境課、センター、地域振興局

担当地域振興局は、測定機関から報告された結果を地元自治体等の関係機関へ情報提供する。

（2）測定結果の記載方法等

ア 報告下限値

報告下限値は、「I 公共用水域水質常時監視 4 測定項目及び測定方法」（P7～13）の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.5」）とする。

イ 有効数字等

項 目	取 扱 い
下記以外の測定項目	有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 報告下限値を下回る桁については切り捨てる。
水温、気温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。
pH	小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

ウ 平均値の計算

ア 測定地点における日間平均値を算出する。また、1水浴場において複数の調査地点がある場合には、各地点の日間平均値を平均した数値を水浴場の平均値とする。

イ 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

ウ 平均値算出に当たっての報告下限値未満のデータの取り扱い法は以下に従う。

① ふん便性大腸菌群数

報告下限値未満 (< 2個/100ml) については0として取り扱う。

平均して、報告下限値の桁(整数)にしたとき、「0」又は「1」であれば「<2個/100ml」として扱い、「2」以上であれば、その数値を平均値とする。

(例) 午前:<2個/100ml 午後:3個/100ml の場合

日間平均値 $(0+3)/2=1.5 \rightarrow$ 報告下限の桁にして 2個/100ml

② COD

全て報告下限値未満(<0.5mg/l)の場合に限り、平均値を「<0.5mg/L」とする。

報告下限値未満と有意な値がある場合には、報告下限値未満のデータを0.5mg/Lとして算出する。

(例) 午前:<0.5mg/L 午後:0.7mg/L の場合 日間平均値 $(0.5+0.7)/2=0.6\text{mg/L}$

③ 透明度

全て>1m(又は全透)の場合に限り、平均値を「>1m」とする。

>1m(又は全透)と有意な値がある場合には、水深1m以上の測定地点にあっては、>1m(又は全透)を1mとして算出する。

(例) 午前:>1m 午後:0.8m の場合 日間平均値 $(1+0.8)/2=0.9\text{m}$

なお、測定地点の水深が1mに満たない場合は、全透を水深(例 0.7m)として算出する。

(別記様式) 水浴場水質調査結果報告書

地 点 名			日間平均値			日間平均値
年 月 日						
時 刻			—			—
採水深度 (m)			—			—
天 候			—			—
気 温 (°C)			—			—
水 温 (°C)			—			—
色 相			—			—
臭 気			—			—
流量 (m³/sec)			—			—
pH						
COD (mg/L)						
大腸菌数 (CFU/100ml)						
ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)						
透明度 (m)						
透視度 (cm)						
油膜の有無			—			—
備 考						

Ⅵ 採水日程

1 公共用水域水質常時監視

採水日は、下表のとおりとする。天候等により採水が適当でない場合には、この限りではない。

測定年月		
7 年	4 月	1 6 日(水)
	5 月	1 4 日(水)
	6 月	4 日(水)
	7 月	2 日(水)
	8 月	7 日(木)
	9 月	3 日(水)
	1 0 月	1 日(水)
	1 1 月	5 日(水)
	1 2 月	3 日(水)
8 年	1 月	1 4 日(水)
	2 月	4 日(水)
	3 月	4 日(水)

2 地下水質常時監視

(1) 概況調査：原則として、6～9月に採水を実施する。

(2) 継続監視調査

ア 新たに継続監視調査となった地点

第1回：原則として6～9月に採水を実施する。

第2回：原則として9～12月に採水を実施する。

イ その他の地点

測定で高い値が検出された時期の1回

3 上流域河川水質調査

「Ⅲ 上流域河川水質調査」に定めるとおり。

令和7年度公共用水域水質常時監視 採水日カレンダー

凡例: ☐ 採水日 ☒ 休日

日	月	火	水	木	金	土
4	月					
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

日	月	火	水	木	金	土
5	月					
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
6	月					
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7 月

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8 月

						1	2
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

9 月

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10 月

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11 月

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12 月

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1 月

				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和 7 年度水質測定計画

2025 年（令和 7 年） 3 月

長野県環境部水大気環境課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL：026-235-7162 FAX：026-235-7366

E-mail：mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
